

令和元年

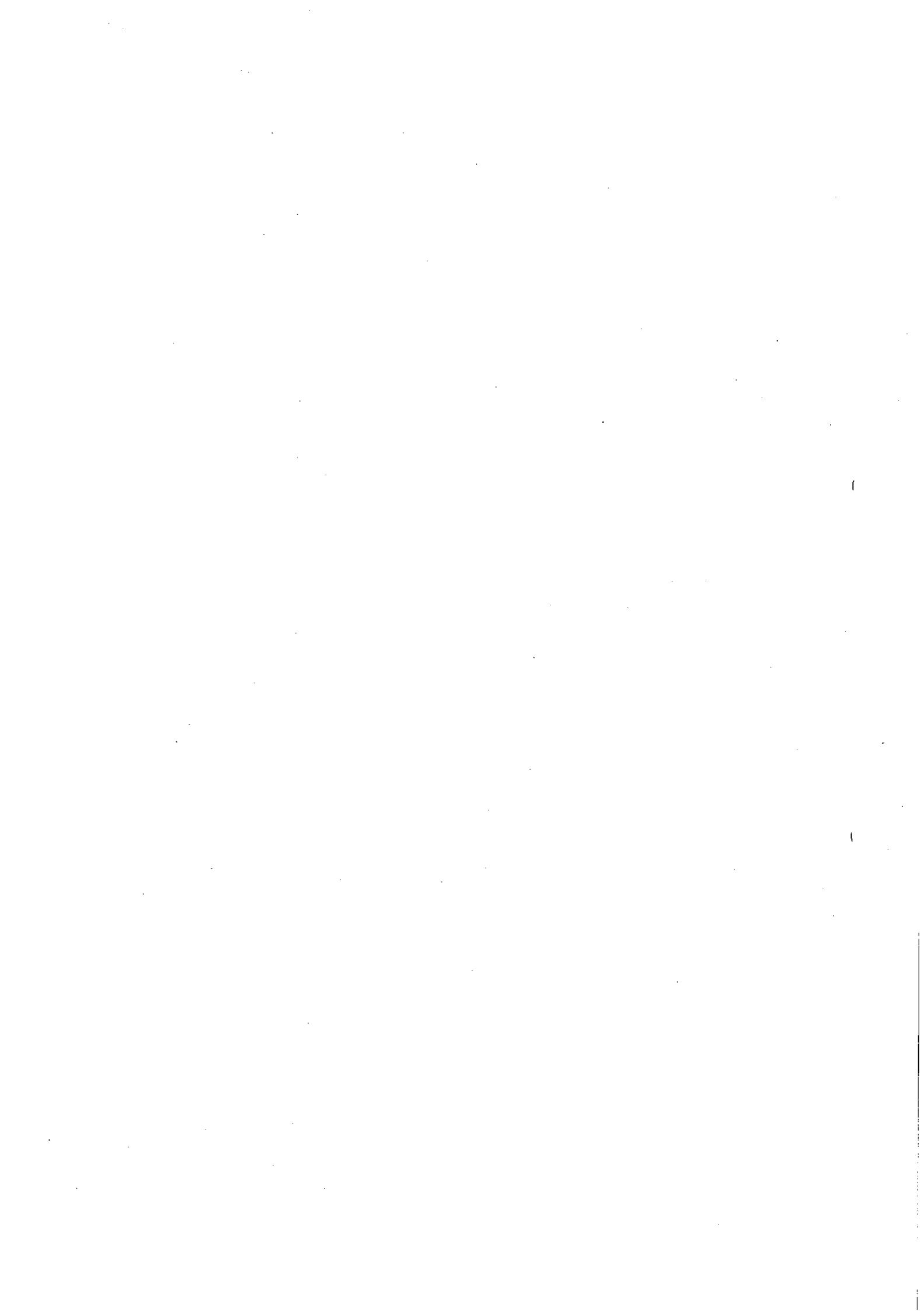
伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会

会 議 錄

第2回（9月）臨時会

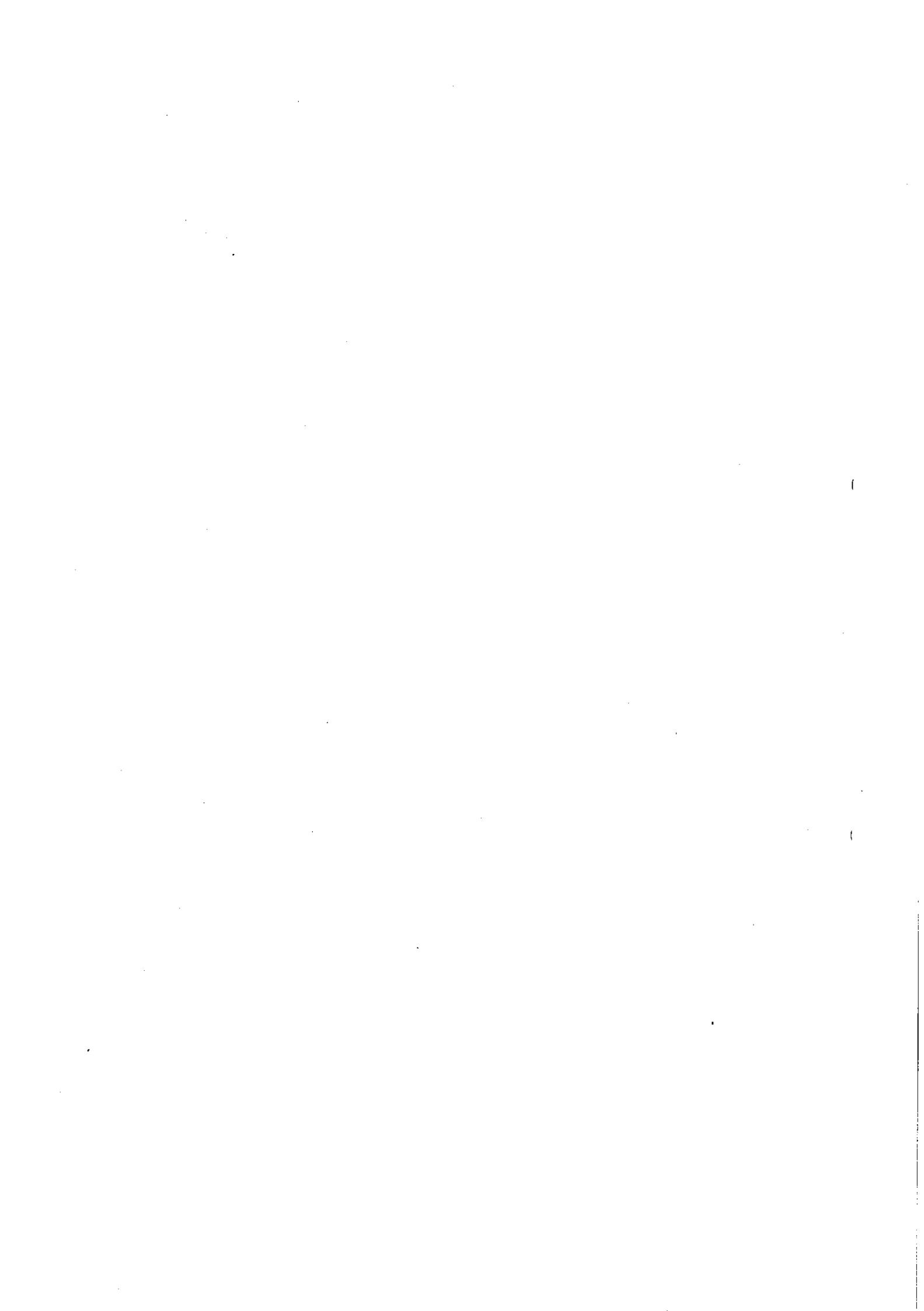
9月25日開会～9月25日閉会

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会



令和元年第2回（9月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会会議録目次

○議事日程（第1号）	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○行政報告	2
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
○閉会の宣告	48
○署名議員	49



令和元年第2回（9月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会

議事日程（第1号）

令和元年9月25日（水曜日）午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 議案第8号 伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番 波多野 靖 明 君	2番 鈴木 正 人 君
3番 西島 信也 君	4番 杉山 誠 君
5番 笹原 恵子 君	6番 八木 基之 君
7番 柴田 三敏 君	8番 田中 正男 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 小野 登志子 君	副 管 理 者 菊地 豊 君
会計管理者 城所 章正 君	事務局長 望月 昌浩 君
参事兼計画係長 渡辺 一仁 君	計画係長 浅田 克彦 君

職務のため出席した者の職氏名

書記 西島 圭美

開会 午前9時30分

◎開会の宣告

○議長（杉山誠君） 皆様おはようございます。これより令和元年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（杉山誠君） ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（杉山誠君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番西島信也議員、5番笹原恵子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杉山誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。本臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（杉山誠君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

◎行政報告

○議長（杉山誠君） 日程第3、行政報告を行います。管理者より、発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 皆様おはようございます。本日は、廃棄物処理施設組合議会臨時会にご参考を賜り、誠にありがとうございます。早速、行政報告をさせていただきます。令和元年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

新ごみ処理施設整備・運営事業の進捗状況について、でございます。入札に関する手続きにつきまして、先月行われました組合議会定例会以降に実施した項目について、ご報告させていただきます。8月13日、事業者選定委員会による審査講評を組合ホームページにて公表いたしました。また、両市の広報9月号の配布にあわせ、「新ごみ処理施設建設計画VOL. 5」を発行し、落札者決定、事業者選定に係る審査講評の概要等を市民の皆様にお知らせいたしました。9月2日から6日にかけて、建設地周辺5地区の皆様に対しまして、同様の内容で説明会を実施いたしました。9月18日には、荏原環境プラント株式会社東日本営業部を代表企業とする当事業の落札者と、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業の仮契約を締結いたしました。本日は、この仮契約のうちの建

設工事請負契約につきまして、本契約のためのご審議をお願いするところでございます。

当事業は、長い時間を費やし、多くの関係者の皆様方及び議員の皆様方との協議、検討を重ね、ここまで積み上げてまいりました。ごみ処理行政は、日々の市民生活を支える重要な位置を占めており、自治体にとって大きな責任が課せられているものでございます。ご承知のとおり、両市の既存のごみ焼却施設が非常に老朽化している中、新ごみ処理施設の整備に時間的猶予はございません。両市民にとって必要不可欠な施設を、時期を失すことなく、両市民にとって有益な形で整備することで、両市の今後の発展につながっていくものと確信しております。議員の皆様には、引き続き、当事業に対するご理解とご協力をお願いいたしまして、行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（杉山誠君） 以上で行政報告を終わります。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第4、議案第8号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の締結について」を、議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 提案理由について説明いたします。本案は、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事について、落札者と請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。詳細につきましては、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。以上です。

○議長（杉山誠君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 望月昌浩君登壇〕

○事務局長（望月昌浩君） 皆さんおはようございます。事務局長の望月でございます。

私から、議案第8号の内容説明について、ご説明させていただきます。それでは、議案第8号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の締結について」ということでございます。

まず、議案書の説明に先立ちまして、今回の契約の概要についてご説明させていただきます。本事業につきましては、7月5日、第6回事業者選定委員会において最優秀提案者を決定した後、7月9日、正副管理者によりこれを落札者として決定いたしまして、7月30日に基本協定、9月18日に仮契約を締結しております。

仮契約につきましては、基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の三つの契約を締結しております。このうち、基本契約は企業グループ全ての事業者と、建設工事請負契約は荏原環境プラント株式会社東日本営業部と、運営業務委託契約は株式会社いづEサービスと、それぞれ契約を締結するものでございます。

議会の議決に付すべき契約につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び地方自治法施行令第121条の2第1項の規定により制定されました、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、「予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」と規定しております。このため、本日は、本事業に関する三つの契約のうち、建設工事請負契約について、議会

の議決をお願いするものでございます。なお、基本契約及び運営業務委託契約に関しましては、その特約条項条文に「建設工事請負契約が組合議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとする」としております。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。1の工事の名称です。(仮称)伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事でございます。施設の名称につきましては、今後、決定することとなろうかと思いますので、現状では、工事名を(仮称)としております。2の工事の場所ですけれども、伊豆市佐野字川久保地内でございます。3の契約期間としましては、着手を議決の日の翌日、完成を令和4年9月30日としております。4の契約金額は、税込で100億9,800万円でございます。消費税率につきましては、9月中であることから8%で契約を行います。なお、契約書中に「発注者が支払う設計・建設業務費に係る消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、発注者が負担する。」と明記しているため、実際の支払いにおける消費税率は10%となります。これに伴う変更契約につきましては、10月1日以降、直近の組合議会定例会であります令和2年2月議会において、議決をお願いする予定でございます。5の契約の相手方につきましては、東京都大田区羽田旭町11番1号、荏原環境プラント株式会社東日本営業部、部長、今井孝治でございます。6の契約の方法につきましては、総合評価一般競争入札でございます。

事業概要につきましては、議案書2ページ、参考資料1をお願いします。事業概要ですけれど、当事業の事業方式はDBO方式でございまして、業務及び期間は、設計・建設業務が議決の日の翌日から令和4年9月30日まで、運営・維持管理業務が令和4年10月1日から令和24年9月30日までであります。施設の概要につきましては、発電設備を含むプラント施設、管理施設、計量施設、洗車施設、その他附帯施設でございます。処理方式につきましては、ストーカ方式、処理対象物は、可燃ごみ、これには災害廃棄物を含みます。可燃粗大ごみ、資源化施設からの可燃残渣、剪定枝、農作物残渣、し尿処理汚泥、その他プラスチックでございます。施設の供用開始は令和4年10月1日としております。施設規模につきましては、1日当たり41トンの2炉構成で82トン、エネルギー回収率は15.5%以上でございます。

議案書3ページは、参考資料2としまして、事業実施場所位置図、案内図を提示しております。また、4ページですけれど、参考資料3としまして、新ごみ処理施設のイメージ図を添付いたしております。次の5ページは、参考資料4としてこの施設の全体配置図を添付させていただいております。

以上で、議案第8号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の締結について」の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、波多野靖明議員。

[1番 波多野靖明君登壇]

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明でございます。今回の、新ごみ処理施設建設にあたるこの議会で、色々な方がご興味を示しておりまして、傍聴席もかなり満席になっております。とても緊張するものであります。質疑いたします。今回の、1者入札という結果について、質疑いたします。

今回、応札者が1者のみであったことに対して、これまで色々と議論がなされてきた

と思います。そして、心情的には、多くの参加者により、目に見える競争がなされることが望ましかったという考え方を否定するところではありません。しかし、地方自治法等に照らし合わせた法的な観点から考えますと、結果として1者の入札であっても競争性は確保されており、入札手続きは適正なものであったと考えております。今回、1者入札であったことについて、制度的な側面からの見解をお伺いいたします。

○議長（杉山誠君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。事務局長。

〔事務局長 望月昌浩君登壇〕

○事務局長（望月昌浩君） ただいまの、波多野議員のご質問にお答えします。一般競争入札の制度です。ここで何回か説明させていただいているのですけれど、一般競争入札は、地方自治法が定める公共の契約の仕方の中で、上位といいますか、最初に、筆頭に挙げられます。一般競争入札、指名競争入札、随意契約、それと、せり売りがあるのですけれど。一般競争入札の制度的には、発注者が、参加できる条件を示して、もちろん工事内容ですか業務内容も示すわけですけれど、その中で、入札参加資格を決めて、条件に合えば参加してくださいと、広く参加者募集を求めるものであります、そこで、公平性といいますか、条件が合う方は応募してくださいと。条件が合わなくても、色々な事情があると思いますけれど、参加者の自由意思を尊重するといいますか、そちらにも重きを置いた契約方法でありますので、競争性が成り立たないのではないかというご指摘があるのですけれど、その自由意思で参加するということが、条件に合った方が応募してくるということでございまして、その時点で競争が働いているということでございます。

よく比較されるのが、指名競争入札というのがございます。指名競争入札の場合は、発注者があらかじめ、施工業者となる者の資格も調べた上で、財務ですか施工能力ですか実績ですか、こちら側から指名しますので、ある程度発注者が、「これはできる」という者だけを、業者そのものを指名しますので、そこは自由意思ということの点では一般競争入札とは違うということで。その辺が、1者でも成立するかしないかというのは、一般競争入札ですと成立する、というような考え方であります。指名競争入札の場合は、発注者が指名しているということで、他にも施工能力、業務に対応できる者が多いのではないかということで、原則として指名競争入札の場合は、2者以上の参加をもって入札成立とするという事例が多く見られるようです。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 1者入札に関連しまして、事業者選定委員会における価格審査について、再質問させていただきます。先般の組合議会8月定例会や、その後開催された組合議会の全員協議会において、事業者選定委員会での価格審査のあり方についての議論が相当なされました。

今回、1者入札であったことから、価格点が満点となっておりますが、入札説明書で公表されている方法に則って算定されたものであると私は理解しております。事業者選定委員会での価格審査は、事業費の明細についての審査を行うといった趣旨のものではないと理解しておりますが、価格審査の内容について、確認のため、色々と教えていただきたいと思います。

○議長（杉山誠君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。今回の総合評価の価格審査について、でございますけれど、価格審査につきましては、入札価格を得点化すると

いうところが、今回の価格審査の内容でございます。価格審査という言葉からすると、入札価格そのものを、内訳書を見たり、それが発注側の設計書と適合しているかとか、そういった印象を与えててしまうのですけれど、あくまでも総合評価についての価格審査、場合によっては価格評価とも言います。あくまでも得点化するということでございます。なお、入札価格をそのまま、中を審査しないのは、自治法の規定によりまして、入札価格を提示した方が、最高又は最低を提示した方をそのまま契約者とするという、自治法の自動落札方式と言われるのですけれど、そちらに準じて、通常行われる入札においても、価格の中身を内訳書とかで審議してというような落札方式は採っていないということが実情でございます。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今回の入札手続きについては、制度に則って、適正に執行してきたものであるということは理解しております。入札の参加者数が少ない傾向ということは、かなり全国的にもあるということを、以前の説明でも聞いております。そして、今回、結果として1者入札であった事例も、今回も1者入札なのですけれど、全国的にも1者入札であったということも、そういう事例も少なくないと理解しております。これまで議論してきたことではありますが、結果として1者入札であったことをもって、競争がなかったから入札をやり直すべきだ、といったことにはなり得ないと考えておりますが、当局の考え方というのはいかがでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。結果として1者入札であったということをもって、入札をやり直すとか、それが無効になるということは、これまで色々なごみ処理プラントの事業を見ても、1者入札がこの3年を見ても40数%、1者入札で成立しているという他の事例もございますし、ごみプラントに限らず、制限付き一般競争入札であれば、1者入札によってそれが無効となるとか、再度入札をやり直すということの規定はございませんので、1者でも有効に成り立っている、というふうに考えております。

○議長（杉山誠君） これで波多野議員の質疑を終わります。

○議長（杉山誠君） 他に質疑はありますか。2番、鈴木正人議員。

[2番 鈴木正人君登壇]

○2番（鈴木正人君） 皆さんおはようございます。2番、鈴木正人です。議長に発言の許可を得ましたので、議案質疑をさせていただきます。3点ほど用意してあったのですが、一つは、今回の提案の契約方法、建設業務費のみの議決要件ということで、それにつきましては、先ほどの議案の提案理由の説明の中で、事務局長が説明してくださったので、承知したということで割愛をさせていただきます。

それでは、あと2点につきまして、伺います。まず、1点目です。8月29日に行われました組合の全員協議会におきまして、今回契約の相手方となる荏原環境プラントの事業提案内容のうち、発電設備の発電効率、エネルギー回収率なのですけれど、方法が、蒸気温度を従来の400℃から450℃に50℃上げることによって、組合が当初要求水準で求めていた発電効率15.5%を大幅に上回る、そういう高効率の発電を提案して、それを事業者選定委員会の中では評価をされたということの説明がありました。そこで伺います。この高効率発電方式、これについては、どれくらいの実績数であるとか、実績を積んだ期間であるとか、そういうものがあるかということをまず確認させていただきました

いと思います。

そして、2点目です。今、波多野議員の質疑の中にもありましたが、今回、入札が、1者応札になったということで、それにつきましては私のほうも、前回の8月定例会の一般質問の中で色々確認をさせていただいたわけなのですけれど、そこで、先ほど事務局長のほうが答弁なさったのですが、その答弁を踏まえて、管理者にお伺いいたします。8月13日に行われました第1回定例会においての私の一般質問の中で、今回の入札が1者のみの入札となつたことに対して、組合当局の考え方を伺いました。確認のため管理者に再度伺います。私が、応札業者への、参加業者をもう少し増やすために、エントリー料、こういったものを検討するようなお話が以前あったのですけれど、その状況について伺ったところ、管理者はこう述べられております。「エントリー料は御殿場小山もやつたようですが、失敗に終わったと聞いております。そのことについても、県当局、国に対しても、このことをぶつけて、何とかしてこれを1者でなく済むように、誰でもそうだと思います、1者応札でいいと思う人はいないのではないか」と述べられました。そのご答弁、ご発言を踏まえて、現在でも管理者はこのようにお感じになっているのか伺います。以上よろしくお願ひします。

○議長（杉山誠君） ただいまの鈴木議員の質疑に対し、答弁を求めます。

○議長（杉山誠君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時59分

再開 午前9時59分

○議長（杉山誠君） 休憩を閉じ、会議を再開します。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 鈴木正人議員のご質問、3ですね、お答えをいたします。確かに8月13日、そういうお話をいたしました。エントリー料の検討はしたかどうか、失敗に終わったと聞いています。これは確かに御殿場小山では失敗に終わったと聞いております。その内容については、その時にもお話しいたしましたように、やはりこの、大変に、策定をするためにはお金がかかるということが原因だと思われます。その辺りの状況その他を十分検討しました結果、この形で1者応札については、1者応札かどうかはまだ、その時はわからなかつたわけでございますけれども、結果、これでよろしいのではないかと思っております。

○議長（杉山誠君） 次に、事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 鈴木議員のご質問にお答えします。4メガパスカル450℃のボイラーの実績ですけれど、提案書を見ますと、3か所実績があるということで、期間については、申し訳ございません、その提案書に書いてなかつたものですから確認できません。

○議長（杉山誠君） 副管理者。

○副管理者（菊地豊君） 今、管理者のほうから、エントリー料等についての管理者会議の中での、もう少し説明してくれということがあつたものですから、少し経緯をご説明申し上げますが。確かに、小野市長さんは、エントリー料をうまく活用して応札を増やせないかというご議論がございました。管理者会議の中でもありました。その当時、あるテレビ局では3,000万くらいという数字が出ていましたけれど、数千万から1億円くら

い見積りのためにかかる、というような実態も明らかになり、その後も、見積りを繰り返せば繰り返すほど参加企業が減っていく、要するにそれだけ負担になるわけですね。そういったことも明らかになる、そのような議論の中で、小野市長も管理者として、我々も何度も議論を繰り返すうちに、総合評価一般競争入札という、これは最もオーソドックスな、しかも制度はやはり一般競争入札を基本的には求めていますので、市民の皆さんにとってもそれは透明性の高い、公正性が高いやり方ということで、そこに新たに行政が、他の力を加えない方がやはり競争性が担保されるだろうということで、だんだん落ち着いてきたわけです。その結果、結果としては1者になりましたけれど、皆さんにもご説明したとおり、複数者に打診、お願いし、それが複数者の関心から、結果としてその過程の中で1者になったということはありますけれど、その過程において、あまり効果のないエントリー料を出すことによって増やす、新たに別の条件、環境を作るよりも、オーソドックスな総合評価一般競争入札のほうが妥当であるという結論になったわけでございます。

○議長（杉山誠君） それでは再質疑を許します。再質疑はございますか。鈴木議員。

○2番（鈴木正人君） それでは、3回の質疑なので、2回目になります。まず、先ほどの発電設備の実績の関係です。3か所で、実際、実績の稼働は、期間は不明ということであるのですけれど、8月29日の全員協議会の概要書、議事概要書というのがあるのですが、お手元にありますか。あればそこの中に、波多野議員が、「いわゆるその高効率発電にすることによって、安全性が損なわれるような心配をなさる方がいらっしゃるのですけれど、そういったところでどうなのでしょうか」という質問が飛んだ時に、事務局長が、ちょっと申し上げます、「450℃くらいが安定して発電できるという提案。このプラントメーカーは1996年に4メガパスカル400℃のボイラーを納入して、20年以上の稼働実績がある。その中で技術を蓄積していく、450℃に上げる高効率発電を達成した」、その次からです、「単体炉50トン未満ではトップクラスの発電効率。うちの施設で言えば82トンなのですけれど、82トンの施設で300トンクラス並みの発電効率が出るというような提案だ」というふうにおっしゃっています。先ほど、3件事例があるとおっしゃったのですけれど、単体炉50トン未満ではトップクラスの発電効率という、そういう全協のご答弁、その施設というのは同一性があるのか、その辺はいかがでしょうか。その発電施設というのは、ごみ質にもよると思いますので、俗に、産業廃棄物等だとごみ質が安定しているので、蒸気温度が安定するから発電効率が上がる、というのが一般的な話なのですけれど、逆に一般廃棄物の場合はごみ質が色々と不均等なので、その辺の技術が難しいということは前々から議論があったのですが、この実績のある3件という中で、これは一般廃棄物処理施設ということでおろしいでしょうか。それを伺います。

その次に、1者入札の関係で、管理者にお伺いしました。私は、管理者が一般質問のご答弁で「1者応札でいいと思う人はいないのではないか」とおっしゃったので、これはおそらく管理者のお気持ちではないかと思って、そのお気持ちの中で今現在どうなのかな、ということを確認したかったのですけれど。管理者のほうは、現状こういうふうな状態になったというのは、色々経緯があって、それは納得した上でいるということで、おっしゃっていましたので、それは、そういうことなんだな、というふうに一応受けとめます。その後、副管理者のほうから色々とご説明がありましたけれど、そこで今度は副管理者に伺います。先ほど、ちょっとご答弁の中にあったと思うのですが、9月20日付けの伊豆日日新聞に、これは伊豆市長として、土肥会場での地区懇談会の様

子が記事に載っていました。その記事によりますと、参加した住民の中から、新ごみ処理施設について「入札が1者だけのため、価格が高くなつたのではないか」、そういうご質問が飛んだということです。それに対しては、これは記事なのですが、「当初は3者が関心を示したが、施設の規模縮小で1者がやめた。その後、予算が否決されて」、これは債務負担行為だと思うのですけれど、「安くなつたため、もう1者やめた。だから残つたのが1者」、というふうに経緯を説明されたということなのですけれど、このことについて、改めて、時系列も含めてご説明をいただきたいと思います。

○議長（杉山誠君） それでは答弁願います。副管理者。

○副管理者（菊地豊君） 先に、私のほうから申し上げます。平成30年ですね、まだ私が管理者であった頃に、6者に打診を、事務局のほうから、私とか管理者はプラントメーカーさんとは接触しませんので、事務局のほうから、当初6者に打診をさせていただいて、当時は3者くらい関心を示されたという報告を受けていたわけです。その中で、議会とか色々な方々から、とにかく小さくして安くしてと、かなり色々なご意見があつた。それで、改めて見直して、わずかですけれど、83トンが82トンになったわけですね。当然それは色々な業者さんが見ておられると思うのですけれど、伊豆市伊豆の国市では、より規模を小さく、より安く、という圧力なのだと感じられたのかと、これは推測です。その議論が出た後、関心を示されたのが2者だったわけです。そして、2者の見積りを一つの基準にして、それにさらに事務局からいくつかの要素を合わせて、約220億円の議案を平成30年5月に出させていただいて、これは残念ながら議会で否決されたわけです。その否決の内容は、もっと安くということですから、当然それは参加される事業者さんは見ているだろうと、これも推測です。その結果、改めて出していただいて、そして200億円余りの債務負担を出し直して、議案とし、それを平成30年10月だったでしょうか、承認いただいたわけですね。そして今年の2月に改めて、債務負担と当初予算とセットでご承認いただいたわけです。それは業者さんの判断ですから、推測もどうしても入ってしまうのですけれど、そうするとやはり、どこまで競争するかということで、フィルターにある程度、会社の経営判断としてはあるのだろうと思うのですね。その結果、総合評価の構想を示した段階から、ずっと一連の流れの中で、3者が2者になり、2者が1者になり、そして、その1者になった時が、途中の見積りよりも高ければ、田中議員から再三指摘されておりましたとおり、1者だから言いなりになったということはあり得ると思うのですが、今回の状況を見ていますと、最終的に1者になった予算は低くなっているわけです。当然これは、議会がもっと安くしろという否決理由の中で見直したですから、当然予算是上限額が下になる、そして結果として1者になる。私はこの経緯を地域の皆さんにご説明をして、結局、執行部と議会の行動とその反応・対応と、結果と合っていますよね。入札という行為ではない、入札という行為は今ですけれど、その全体の流れの中で、予算が小さくなつて、複数が1者となつたということを考えると、これは原因と結果が不自然ではないので、したがつて、そういう経緯でございました、ということをご説明申し上げました。

○議長（杉山誠君） 次に発電設備の件について。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 続いて、発電設備の件について、でございますけれど、4メガ450℃のボイラーの実績につきましては、一般廃棄物の実績ということで確認しております。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。鈴木議員。

○2番（鈴木正人君） それでは、3回目なので最後になります。今、事務局長がご答弁なされた、発電のほうからいきます。一般廃棄物処理施設の実績ということなので、かなり技術的には、ただ、期間がわからないので、その辺をどういうふうに見るかということなのですけれど、それなりの技術を持っていらっしゃるということはわかりました。それで伺います。こういった、4メガパスカル450℃というような、これまでよりも高温の蒸気でタービンを回すという、そういう高効率の発電をするためには、一般的に、普通に考えると、廃熱ボイラーに高温の蒸気を供給することで、例えば配管類であるとか、関連部品というのはより高い耐熱性であると、耐熱性がいいのか熱伝導率がいいのかわからないのですけれど、そういったもの。あとは高い耐久性、そういったものが求められると思うのですけれど。そういったものが、維持管理費用も含めたコストアップの要因に、普通の400℃のものに比べると、おそらく高くつくのではないかと思っていますけれど。その費用というのは、例えばどれくらいのアップ率になるか、具体的な金額がわかれれば教えていただきたいのですが。それと、そのアップした費用、その費用も含まれた今回の提案の契約金額となっているのか、改めて追加費用というものが発生しないのか、ということを伺いたいと思います。

そして、次の1者入札の、先ほど副管理者のほうからご答弁されましたけれど、この土肥の地区懇談会の、住民のご質問の趣旨というのは、入札手続きにおいて1者のため価格が高くなつたんじやないか、というご質問だったと思うのです。先ほど副管理者は、入札前のいわゆる、その企業の参加意向、その行動というのが、ある意味、段々とうちの組合のほうの予算が変わっていく、規模が変わっていくということで、変わつていった結果であるから、実際の入札手続きの行動とは違うような感じに、僕は聞こえたわけなのですけれど。そうすると、これは入札前なので、入札公告後ですと、今回のように、事業提案書というのが当然出されます。それで、どういった機能を持っているとか、どういった設備、先ほどの高効率発電もそうなのですが、どういった設備、機能を有しているかというのを客観的に審査する機会があるわけなのですけれど。副管理者が先ほどおっしゃった、入札前の3者から2者、1者ということで絞られてきた経緯の中で、金額もそうなのですけれど、今回は性能発注方式の総合評価一般競争入札。入札に関してはそういう方式を探っているということで、いわゆる技術提案、事業提案ですね、そういったところで、例えば3者、2者、1者、そういったところでその違いというのを見る機会というのはあったのか。入札前なので、ないんじやないかと思うのですけれど、その辺はいかがなのか、最後、伺います。

○議長（杉山誠君） 答弁を求めます。副管理者。

○副管理者（菊地豊君） まず、私のほうから申し上げますが、議員ご指摘のとおり、入札そのものは1者になってからですから、その前に、我々が事前に審査できるということは、技術提案も含めて、ないわけなんですね。ただ、総合評価一般競争入札というのは、当然、性能発注で、皆さんの技術をベースに提案してくださいということですから、それとの価格があるわけで、言い方は悪いのですけれど、参加しないという決心も競争の中に入っているわけです。「これについて、このあなたの技術で、いくらでできますか」、ということを提案、それで自信のあるところに提案していただくわけですから。ですから、そういった意味では、一番、公正性と透明性の高い総合評価一般競争入札が、ほぼ全国で行われているわけです。先ほど申し上げましたように、1者になったことによって、過去の見積りより高くなつていれば、言いなりだ、というのはそのとおりなのでし

ようけれど、しかし結果として、1者になって、否決された金額より安くなっているわけですから、そこに私は、不自然性はないな、ということを申し上げたわけです。

それから、後で事務局から発電についてもございますが、私は別の事業で、下水道事業団という広域組織の理事になっているのですが、下水道事業団の中には焼却炉があります。その中で、結局、下水道の技術がないから、全国でお願いして、下水道事業団を作ってもらったわけです。今回と同じように、何十年に一回しかないような事業というのは、小さな市や町で技術者を抱えることはできないわけです、東京都と違って。そんなことを色々勉強させていただきながら、2年間、中の話を伺うと、彼らが持っている焼却施設は汚泥の再生燃料なのでカロリーが低いですね。カロリーが低いものを燃やす技術は、あそこにはあるわけです。逆に、こういうごみ焼却場のほうは、高いカロリーのものを830℃くらいで燃やして、それをさらに抑えて、コントロールをして発電するわけですね。その高い火力のものをコントロールして発電する技術が高まったのだそうです。したがって、一般廃棄物の焼却施設の中では、かつてよりも小さな規模でも、そこをしっかりとコントロールして発電する技術が高まった、というような状況でございます。それは技術の背景として、変わってきたということが傾向としてあります。費用については事務局長のほうから答弁をさせます。

○議長（杉山誠君） 次に、事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 鈴木議員のご質問ですけれど、最初、ボイラーの効率に伴う費用ですけれど。こちら、4メガ450℃を提案してきた際に、入札参加者からヒアリング、プレゼン等を設ける中で、質問させてもらったのですけれど。特に温度が50℃違いますので、400℃から450℃に上がりますので、上がることによって、機器の維持管理費とか、普通、温度を上げると、金属が高温腐食といいまして、摩耗しやすくなるのですね。当然、そういうところの対応にかかる経費と、あるいは、450℃に上げることによって高効率発電になりますので、売電収入も上がるわけですね。収入が上がる関係で、その辺の差引きはどうなるかというところを質問したのですけれど。細かな金額というのは、答えていただけなかったのですけれど。ただ、メーカーとしては、従来の4メガ400℃よりも、4メガ450℃に上げることによって、売電収入や保全のベストマッチングというのですか、そのあたりを考えて提案しているということで。特に、補修関係ですけれど、ボイラーに関しては、水管に全面耐火材を被覆したり、あるいは肉盛溶接の配管を行ったり、それで水管の寿命を延長したり、ボイラー加熱器についてはステンレス製の材料を最初に肉厚化するということで、機器の長寿命化を図るという提案がされておりますので、コストアップと補修費、保全費がどうかというのは、申し上げられないのですけれど、ただ、その費用も含めて、運営維持管理の中で含まれておりますし、追加費用がかかるということはないものと考えております。

○議長（杉山誠君） これで鈴木議員の質疑を終わります。

○議長（杉山誠君） 他に質疑はござりますか。7番、柴田三敏議員。

[7番 柴田三敏君登壇]

○7番（柴田三敏君） 7番、柴田三敏です。私からは次の2点をお伺いいたします。1番目に、事業費や事業方式の妥当性についてあります。2016年に、荏原環境プラント株式会社が設置した、栃木県小山広域保健衛生組合では、施設規模が1日当たり70トン、発電設備付き、D B Oでの運営期間21年6か月となっており、その事業費は税抜金額で、設計建設費38億8,000万、運営維持管理費64億4,000万、合計103億2,000万円となってい

ます。一方、当組合の事業費は、税抜172億7,240万円であり、1日当たり82トンの施設規模であるとしても、70億円近い差があるわけです。そこで、栃木県小山広域保健衛生組合と当組合との事業費の違いについてどう捉えているのか、組合の見解について伺います。

続いて、2番目の質疑に移ります。災害時における、ごみ焼却施設の果たす役割について、あります。先日の、台風15号による影響では、9月9日の時点で、千葉県を中心に約93万4,000軒が停電し、全面復旧には10日間以上も要しました。その間、千葉県内では、停電によってごみ焼却場が運転停止し、市民に対して、ごみ集積所へのごみ出しや、ごみの直接持ち込みの自粛、あるいは、ごみの自宅保管をお願いする自治体がいくつか見受けられました。私たちの住む地域においても、いつ、このような被害が生じるかわかりませんし、停電期間が長く続ければ自宅保管にも限界があり、気温が高い夏場ではごみが腐敗し、衛生上の問題も発生します。自然災害が毎年のように発生し、被災地の様子が報道される中、新ごみ処理施設では、自然災害と非常時の運転体制はどうなっているのでしょうか。伺います。以上です。

○議長（杉山誠君） ただいまの柴田議員の質疑に対し、答弁を求めます。事務局長。

〔事務局長 望月昌浩君登壇〕

○事務局長（望月昌浩君） 柴田議員のご質問にお答えします。最初に、栃木県の小山広域保健衛生組合との違いですけれど、こちらをちょっと調べましたら、当組合と、まず造った年代が違います。小山組合では2012年度ですので、入札時期が平成24年度ということになります。当組合が令和元年度ですので、7年くらい開きがありまして、これまでご説明申し上げたとおり、建設コスト、人件費や資材の高騰によって上がっているということで、まずその入札時期の違いがございます。それと、大きなことは、施設自体の違いがあります。これは1日当たり70トンの施設なのですけれど。当組合は82トンで2系列です。41トン炉を2系列造ります。一方、小山組合は、70トンの1系列です。当然、系列が違いますので、単純に言いますと、当組合は41トンの炉を、炉から排ガスの煙突のところまで、ずっと2系統で造るわけです。ところが小山さんは、70トン炉の1系統で造っている、というところ、こここの違いが大きいかと思います。またピット容量も、当組合では4,280立米です。対しまして小山さんは2,580立米と、ピット容量も半分近くと、小さいということがあったり、あるいは管理棟も、当組合は管理棟を別棟ということで建設するものでございますけれど、小山さんでは管理棟の建設がないということを聞いております。

災害ごみの件です。災害時における、ごみ焼却の件ですけれど、提案によりますと、プラント代表企業が、実際、東日本震災とか西日本豪雨で被災した経験もありまして、そのあたりを踏まえた災害時の管理体制、連絡体制を作っております。その中で、特に、事業マネジメント計画というのを策定しまして、初動計画ですとか事業継続計画、事業復旧計画というのを作成しまして、そういう災害等の不測の事態に備える、という提案がなされています。

○議長（杉山誠君） それでは、再質疑を許します。再質疑はありますか。柴田議員。

○7番（柴田三敏君） 今の説明をお聞きしまして、2炉ということ、当市が2系列で、栃木の小山のほうは1系列ということで、よくわかりました。また、入札時期の違いが、大きなコストの差、そういう形で7年の差が大きいのではないか、ということと、またピットの量が違うというご発言をされ、さらに、この辺がよくわからないのですけれ

ど、管理棟がないというのも、私はどういう事情なのかわかりませんけれど、大変大きな差があるのかなと。そういうことで、小山広域保健衛生組合との事業費の違いは、いわゆる単純な比較はできないな、ということがよくわかりました。そこで、わかればで結構なのですが、この管理棟がないということはどういうことか、ということと、炉の施設規模だけでは価格の比較は難しいということで、再質疑いたしますが、当組合の事業費を見た場合、その価格が妥当であるかどうかはどのように判断するのか、改めてお伺いします。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。まず、管理棟の件でございますけれど、小山組合は今回70トンの炉を2012年に整備したのですけれど、もう一つ160トンの炉がございまして、それは古い炉なのですけれど、そちらも並列稼働しております。ですので、管理棟を今回の70トン炉に付けていないというのは、これは推測なのですけれど、現に160トン炉が稼働している中で、今回の70トン炉については設置しなかったのかな、というのが推測でございますけれど。とにかく今回の70トンの建設に関しては管理棟が含まれていない、ということでございました。

当組合の事業費について、でございますけれど。当組合の事業が、官民連携事業ということで当初から進めておりまして、これは官民連携事業でやることのメリットがあるということで、民間のノウハウを導入しまして、効率化、あるいは民間の経営ノウハウ、そういうもので市民サービスの向上を図ろうという目的で官民連携事業というのがございまして、その中の重要な視点ということで、前々からもお話ししておりますけれど、バリュー・フォー・マネーという視点がございます。市民が出すお金、マネーに対して、そのバリュー、対価を最大にしようということで、市民にとって少しでも質のいいサービスを提供しようというのが、官民連携の基本理念ということで、このバリュー・フォー・マネーについて、公設公営でやったよりも、公設民営でやったほうが、約7%ですね、6億円くらいの差が出ると、削減効果が期待できるということで、官民連携事業で今回の事業を進めているところでございます。その上で、今回の予算額としましては、6%削減効果が得られるのですけれど、さらに削減期待値ということで、実際の債務負担については10%を掛けて、予算を絞った上で、採決いただいたわけでございます。その中で、入札を行いまして、価格審査、技術審査、非価格要素加点審査と申しますけれど、非価格要素加点審査についても、我々の要求水準以上にプラスの評価があったということと、価格審査についても、今回は1者しかなかったのですけれど、40点ということで、価格審査と非価格要素加点審査を含めた中で、金額については、結果として落札率は、1者でございましたけれど、落札率については91.97%ですね、事業費全体とすると91.97%でございました。これは、落札率が議論になるのですけれど、調べましたら、平成28年から平成30年度の平均落札率が97.86%でした。これは1者入札でございます。当組合の落札率は91.97%ですので、落札率的には、平均より下回っているということでございまして。また、建設事業費が、個別にみますと、設計建設が100%近いと言われる中で、これはD B O、運営維持管理から見た設計建設を行っている関係で、先ほど鈴木議員への答弁でお答えしたとおり、将来的に肉厚が減ってくるようであれば、運営維持管理のほうへ回さないで、最初から投資をして、あらかじめ建設費のほうで肉厚を厚くするとか、その辺の、運営維持管理と建設工事のお金のやり取りといいますか、整備の方法も一方通行じゃないわけですので、その辺のやり取りがありましての設計建設。あ

るいは、土地に絡む土砂災害の擁壁ですか浸水対策、あるいは管理棟の耐震対策を高めたり、そういうことで設計建設費が上がっていることもあります。その反面、運営維持管理費が、落札率が安かったわけですけれど。運営維持管理については、現状、4施設で5億9,000万円くらい、年間でかかっています。それに対しまして、計算しましたら、4億2,700万円ですね。落札率で言いますと、売電収入は含まれませんので、その辺りの数字を見ましても、当組合の今回の事業費については妥当であるというふうに組合では判断しております。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。柴田議員。

○7番（柴田三敏君） 若干、他の議員と被る部分があるかと思いますけれど、最後の質疑をさせていただきます。組合としては、今、大変、事務局長の丁寧な説明がありましたけれど、今回の事業費は妥当であるということですけれど。最後、事業方式の妥当性についてはどのようにお考えになるか、お願ひいたします。

○議長（杉山誠君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 先ほど少し申し上げました、事業方式としましては、官民連携事業の中でも、当組合のD B Oということで、民間資金を使うのが本来の官民連携事業ですけれど、それに準じた形で、お金は官のほうでみるということで、D B O方式を採用しております。こういう施設ですと、D B O方式が多いということで、直近の3年間、平成28年度から30年度を見ますと、48件中35件、73%くらいがD B O方式を採用しているということもあって、運転維持管理を長期に、20年、30年伴うものと、設計建設を含めて、市民へのサービスを安定・効率化するという上では、このD B O方式というものが、優れた方式だというふうに考えております。

○議長（杉山誠君） 副管理者。

○副管理者（菊地豊君） 今、方式についてのご質問があつて、これまであまり議論がなかったものですから、少し、私のほうからもご説明申し上げたいのですが。現場を伊豆の国市さんも二つ、私たちも二つ、他に環境プラントをいくつか持っているわけですね。そこの現場を見ますと、やはり、これから長い間使っていく中の維持管理。ですから、さつき、70トン1炉と82トン2炉、という話があつたのですが、やはり年に何回か修理したり、数年に1回、大規模修理があるわけですね。そういう運営の容易性、柔軟性も確保したいと思いますし。それから、今、伊豆市には環境衛生プラントで、D B Oではないのですが、D B Oにはしなかったのだけれども、結果として、建設したところが維持管理しているものと、それから、ごみ焼却場を直営でやっているものと、ごみ焼却場のほうは既に建設会社から離れている。そうすると、今、だいぶ古いものですから、修理があると頼めないので、大田区あたりの町工場に部品を直接頼むわけです。職員が直接発注して、直接取りに行って、持つて帰つて付け替える。他方、造ったほうがやつているところは、造ったところで一元管理できる。そうすると、職員の負担から、全く違う。汚泥再生処理施設のほうで、先般も気になって視察させていただいて、「他のところでできますか」、と言ったら、「それは無理でしょう」と。特許もあるし、造ったところは部品の細部まで知っているわけですね。これは推測になつて申し訳ないのですが、おそらく、建設プラントをやっている方からすると、本当は造つて手放すほうが楽なのだろうと思うのです。しかし、我々としては逆に、造つて、中のノウハウを知っているところに管理をしていただかないと、後が大変なんです。そういう意味で、これまで我々が蓄積している現場の苦労とか、現場の維持管理の手法とか、そういうものを総

合的に判断して、しっかり造ったところに最後まで一緒に走っていただく、ということが適切だと、このように判断しているわけでございます。そして、ご承知のとおり、全国では、その例がほとんどという状況になっているのも無理はないかなという気がいたします。

○議長（杉山誠君） これで柴田議員の質疑を終わります。

○議長（杉山誠君） ここで、10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（杉山誠君） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（杉山誠君） 他に質疑のある方はございますか。5番、笹原恵子議員。

[5番 笹原恵子君登壇]

○5番（笹原恵子君） 5番、笹原恵子です。それでは、この議案に対し質疑をいたします。三つほどあります。まず、一つ。この事業は平成17年の準備会設立から、糸余曲折を経て、現在に至っております。その間の、住民への説明、また意見集約について、どのように行つきましたか。それは十分と言えるかどうか、について伺います。

二つ目。この案件が、万が一否決され、この事業が先延ばしになった場合、期間はどのくらい延長になる可能性があるとお考えですか。先延ばしになった時の、故障問題を含めて、あらゆる形のデメリットはどのようなものがあるとお考えですか。

三つ目。先延ばしになった場合も、他市町への委託、ごみの処理についてです、委託は簡単にできるとの考え方を持つ方々がいらっしゃいます。現在も、定期点検や修繕の時など、他市町へのごみ処理委託について行っていますが、具体的な手続きと方法をお願いいたします。以上、お願ひいたします。

○議長（杉山誠君） ただいまの笹原議員の質疑に、答弁を願います。事務局長。

[事務局長 望月昌浩君登壇]

○事務局長（望月昌浩君） それでは、笹原議員のご質問にお答えします。1点目の、住民への説明ですけれども、これまでどのように行つてきたかということですけれども、まず、この計画、両市の基本計画を作った際に、伊豆市、伊豆の国市で中間説明ということで、市民への説明をしております。その上で、計画を策定する前の段階になります、パブリックコメントということで、意見を受付けて、その後に、基本計画ということで策定しております。計画策定の前には、広域でやるということで、伊豆市の堀切地区、伊豆の国市の花坂地区へ建設予定地を求めたのですけれど、両方ともうまくいかなくて、その後に、平成25年くらいです、廃棄物処理施設の市民あり方検討会というのを作つて、どういう施設でしたら受け入れていただけるのか、ということで、市民の意見を聞く場を設けまして、それが平成25年になります。その後、先ほど申し上げました、具体的な新施設の計画ということで、市民への説明をしてまいりたということでござります。

二つ目の、先延ばしした場合、どのくらい延長になるかということですけれども、今の計画ですと、順調にいけば、令和4年の10月からの稼働を目指しているわけでございます。これがずれた場合というのは、どうなるかということですけれど、一つの区切りが合併特例債の活用の期限がございまして、伊豆市と伊豆の国市で1年違うのですけれ

ど、伊豆市のほうが先に活用の期限が訪れます。それが令和6年度ですので、令和7年3月というのが、一つの区切りが出てきます。ですので、令和7年3月までには稼働させたいということで、もし先延ばしになると、そこが一つのラインになるのかな、というふうには考えております。ただ、そこに行く中には、今、令和4年の10月に稼働予定ということで、それと比較すると、令和7年3月というのは、大体2年半くらいしかないのですね。その2年半の中で、これまで計画を作つてやつてきたものを見ると、計画を含めて4年から5年くらいかかっていますので、その中で、合併特例債の期限に合わせた2年半の中で、今まで5年くらいかけてやつてきたものをやるというのは非常に厳しいのではないかと、今は思っております。また当然、遅れれば遅れるほど、現存施設が4施設あるのですけれど、先ほど申し上げましたとおり、運営維持管理費が全部で5億9,000万円くらい年間でかかっていまして、約6億円としましても、3年延びれば18億円、4年延びれば24億円と。これが、今の施設はもう、新しいものでも32年以上経っていますので、これが今までどおりの補修費で、年間の維持費で済むのかということも確信が持てませんので、その間に、大規模な修繕が必要であればそれ以上かかるでしょうし、そういういた現状との、運営維持管理費が増えていくということです。当然、デメリットとしては、そういう現状の維持管理費が増えていくことと、合併特例債の期限が迫っていると。それを越えてしまうと合併特例債が活用できなくなりますので、実質的な市民負担も増えるということが想定されます。

3点目の、他市町への委託ですけれど、契約の手続きというのは、年度当初に、お願いする市町に依頼、お話ししまして、契約書を交わすということです。あるいは、受入証明書、そういうものをやり取りしながら、依頼先とは書面をもつてやり取りをしているということを構成市から聞いております。他市町への委託ですけれど、ちなみに、平成30年度の外部処理、焼却処理の委託量ですけれど、1,600トンくらいありました。これは伊豆市伊豆の国市合わせてです。それで、3,578万円くらい使っていますので。受入れ先によって違います。安いところですと1万4,000円くらいから、高いところですと2万5,000円くらいと、ばらつきがあるのですけれど、トータルとしまして、平成30年度ですと3,578万円くらいかかっているということでございます。これは通常の維持管理、年次点検、あるいは、中にはどうしようもなく突発的な事故があれば他市町へお願ひしなければならない状況もあるわけですが。通常の年次点検、1、2か月くらいかけてやる修理の中で、やはり3,500万円くらいは他市町へ委託しているという現状でございます。

○議長（杉山誠君） それでは、再質疑を許します。再質疑はありますか。 笹原議員。

○5番（笹原恵子君） それでは、1番目の質問についてですけれど。住民への説明ということは、特にこのようない施設を造るに当たっては、本当に大事なことだと考えています。その説明が十分だったのか、十分ではなかったのか、それを判断するのは当局側ではなくて、受ける市民の側ではないかと思っています。というのは、この期に及んでも、この建設のぎりぎりの状態に及んでも、説明が十分ではないという市民の声を多く聞いております。出す側は、これでいいだろうというふうに思ったとしても、受ける側は、これだけでは足りない、こんな説明では説明になっていない、というふうに捉えるならば、それは説明が足りないのでないか、というふうに感じております。ですので、今どうのこうのではないのですけれど、説明に対する考え方、捉え方の違いというのはあるのではないかと思いますので、その辺についての考え方をお聞きしたい。

それから2番目についてですが、伊豆市、令和7年、伊豆の国市、令和8年というの

が、合併特例債の期限ということあります。それまでにできるのか、もしこれが否決になった場合です。できるのかどうかということも含めて、今回もし否決になった場合はどういうことを意味するのか、ということを、事務局の考えをお聞きしたい。

そして三つ目。受入れ先のほうの反応、そして処理単価。今現在、2万円前後で各市がやっておりますけれど、その変動があり得るのか、ということについてお聞きします。

○議長（杉山誠君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） それではご質問にお答えします。最初の、市民への説明が十分だったかということですけれど、この事業を進めるに当たって、先ほど申し上げました、契約の段階とか、当然、その前の建設予定地の交渉等があったのですけれど、事業が計画段階では、市民への説明はするのですけれど、こういう炉ができるということで、少しイメージが浮かびにくい。どちらかというと行政側で作った計画ですので、市民にはなかなかわかりづらいところがあるのですけれど、そうは言いましても、説明会を開催しまして、疑問点があれば、先ほど申し上げましたパブリックコメントにも回答を返しておりますので、見た方については、それなりのやり取りはできたのかなと思っております。また、予算が通ってから、債務負担が通ってからは、入札手続きになっていますので、入札の過程においては決定事項が少ないわけでございまして、入札の手続き中というところがございます。行政から、入札の手続きの中で、今こういう状況です、というのはなかなか説明しづらいところがありまして、それで、ある程度の時点、時点、例えば今回でいえば落札者が決定したとか、そういうところで、節目、節目では組合からも発信をしてしまって、ただ、落札者の決定も、それは事業者選定委員会が最優秀提案者を決定して、組合のほうで落札者という形で決めただけで、まだ契約したわけではありませんので、それで事業が進むわけではありません。そういうことも踏まえて、説明していいものか、といったところもありましたし、受注者がはっきり決まったわけではないという中、色々な意見がありましたので。途中、途中では組合からの、組合便りというか、ごみ処理施設の計画については、VOL. 5まで出しているのですけれど、そういう形では、市民へ周知して、市民への説明会という形では開催できなかつたというのあります。今後は、本契約で、発注者と受注者となれば、市民への説明会というのを開催するということで、広報伊豆、広報いずのくにの11月号にその辺り、市民説明会を開催するということでご案内申し上げる予定でございます。

二つ目の、今回の議案が否決された場合の、その意味ですけれど、仮契約を議案として諮りまして、否決されたということであれば、仮契約の内容、それに賛同できなかつたということが第一に考えられますので、そうなりますと、仮契約の内容ということで、我々が作ってきた要求水準とか入札の過程も含めて、その辺り全体を指して受け入れていただけなかつたのか、というところもあります。ですので、意味としましては、この事業全体を納得ができない、という言い方もどうかと思うのですけれど、受け入れていただけなかつたのかな、というふうに組合では解釈せざるを得ないと思っております。

3番目の、他市町への委託費ですけれど、変動があるかということで、これは、直接は構成市のほうでお願いしている内容なのですけれど、当然、変動は、ここで消費税が上がったり、あるいは色々な経費が上がれば可能性はあります。ただ、こういう自治体同士でごみ処理をお願いするというのはお互い様というところがまずありますので、当然、民間の処理費用よりはかなり抑えております。今後、変動があるかというのは、組合からははっきりお伝えできないというのが実情でございます。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。 笹原議員。

○5番（笹原恵子君） 1番の、住民への説明の件ですけれど、十分すぎる説明が必要なのかな、というふうに感じております。当局側が説明会を開いてきた、そして住民に対する周知を広報とかでしている、でもそれでは十分ではないという捉え方をしているのであるならば、この説明の仕方でどうなのかという確認をしながら、これくらい大きい案件なら、進めることが必要だったのかなというふうに、個人的には感じています。

2番ですけれど、故障問題を含めて、デメリットということですけれど、局長を感じていらっしゃるデメリットについて、具体的に箇条書きで結構ですので、言っていただきたい。

それから、ごみ処理委託について、ですけれど、これをすることが市にとってどういうことなのか、ということを、簡潔にお考えをお願いいたします。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。副管理者。

○副管理者（菊地豊君） 特に、住民説明のところで。我々、政治家にも責任があると思いますので、その立場から。管理者も私と大体同じお考えで、普段よく話していますので、その立場からご説明申し上げますと、管理者の小野市長にも、去年から今年にかけて、随分回数を重ねて、行政懇談会というのでしょうか、伊豆の国市さんでは、タウンミーティングというのでしょうか、重ねていただいたことは私も聞いております。伊豆市では去年35回、今年はまだ始めたばかりで4回、合計40回近くのタウンミーティングと、あと、当然出向いて、商工会の女性部だとか、青年部だとか、色々なところへ出向いて、建設場所のある伊豆市においては、1,000人以上の方と直接話をできました。昨日、初めて、反対の方がお一人、慎重な方がお一人いました。それまで、1,000人以上の方で、これはやめろとか、もっと延ばせということは、本当になかった。逆に先日は、もうわかっているからどんどん自信を持って進めてくれ、という声のほうがむしろ多くて、もちろん、反対の市民がいらっしゃることは承知していますけれど。内容を我々がここで色々ご説明していますけれど、我々の立場で。通常、市民の皆さん方と我々が接している中で、情報提供している中で、まだ心配だからとか、まだわからないとか、と言う方は、正直言って極めてまれなのです。我々が直接説明したところでは、大半の方にはその場で納得していただいている。その状況を我々は体感していますので、今回否決された場合に、結局、今のスキームに戻ると思うのです。発電は付けるべきではないという方、もちろんそういう意見の方は承知していますけれど、少なくとも私が自分の立場で市民に直接説明申し上げた中で、発電すべきでないと言う方は、さっき繰り返した中で1名いらっしゃった。災害対応すべきではないと言う方は、いらっしゃいません、これまでに。そうすると、どこに見直して戻るかというと、私が一番恐れているのは、時間をかけて、結局今の姿に戻して、2年半過ぎてしまうと合併特例債の財源を失うわけです。今は議会に、債務負担と予算を、既に議会で承認をいただいている。そして、応札があつて、内容については専門家を含む審査が終わっている。これをやるかどうかの議案ですから、このとおり造っていただけますか、造りませんか、という議案です。その議案に対して、伊豆市伊豆の国市の市民の多くの方がどのように判断しているかということを、副管理者である伊豆市長として考えますと、私は多くの市民の皆さんには、議員の「説明がまだ十分ではないところもあるのではないか」というご指摘はもちろんしっかり飲み込ませていただきますが、しかし、この契約を締結せずに、このまま造るなと言う市民の方が多いとは、私どもは感じておりません。そこに対して、危機感があ

るところでございます。

○議長（杉山誠君） 具体的な点についてありますか。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） それでは、私からご質問にお答えします。最初に、デメリットの具体的なものなのですから、先ほどちょっと申し上げました、合併特例債の期限ということでございます。合併特例債を活用するということであれば、構成市の負担ということで、今回の広報9月号、広報伊豆と広報いずのくにに、負担額を掲載したものがあるのですけれど、それを見ますと、伊豆市と伊豆の国市で若干違うのですけれど、伊豆市では建設と維持管理を合わせて負担額が年間約2億6,000万円ですね、これは今の伊豆市の市民負担とほぼ同額ということで、一方の伊豆の国市においては約3億円、これも設計建設と運営維持管理を合わせて、今度新設しても約3億円ということで、広報でお知らせしたところでございます。ただ、これは合併特例債を使うという前提ですので、これが合併特例債を使えないということになりますと、前に少しお話しさせてもらいましたが、合併特例債の期限に間に合わない場合は、組合として想定していたのが一般廃棄物処理事業債という起債があります。これで見ますと、予算ベースで説明申し上げた時には、一般財源が43億2,000万円かかってしまう。ところが合併特例債を使えば23億4,300万円。20億円くらい差が出ます。これは実質負担額ですので、合併特例債を活用しませんと、この20億がそのまま市民への負担に直結すると考えられます。そういう金銭的なデメリットは合併特例債のみならず、先ほど申し上げました既存施設の年間維持管理費、5億9,000万と申し上げましたけれど、これも延びれば延びるだけ、1年間約6億円として考えていますので、維持管理費もかかります。先ほど申し上げました、他市町への委託費ですね、焼却委託費、これも3,570万円くらい1年間でかかりますので、それに上乗せを毎年されていきますので、市民負担というのがかなり大きくなるのかな、というふうには、デメリットとして考えております。

また、他市町の処理をどう考えるかということは、直接、組合から申し上げにくいのですが、やはり先ほど申し上げました、トラブルとか年次点検の場合はお互い様ということがあります。ただ、伊豆市伊豆の国市は、他市へは依頼するのですけれど、他市からのお願いができるかは、今の処理能力では賄いきれないということ、あるいは老朽化していることもありますので、私の聞いたところによると、今、両市は、他市からのごみは受け入れていないということで、こちらから一方的に他市へお願いしている状況である、というふうには聞いております。

○議長（杉山誠君） これで笹原議員の質疑を終わります。

○議長（杉山誠君） 他に質疑はありますか。3番、西島信也議員。

〔3番 西島信也君登壇〕

○3番（西島信也君） 3番、西島信也です。私は何点か、全部で5点くらいかと思いますが、質疑をさせていただきます。まず、最初に、皆様、傍聴席にもお配りしてあると思うのですけれど、これは議長の許可を得まして、資料を持ってまいりました。「菊地ゆたか後援会会報」、という資料でございます。今回の質疑は、質疑の通告書がないものですから、私が質疑をするのについて、非常にこの会報はよくまとまっているな、と思うわけでございます。これはよく小野市長さんも言われるのですけれど、「西島の議論は後戻りをしている」と言わせておりますが、これは今年の9月に伊豆市内の各戸に、1万何千軒でしょうか、配られたものでございます。ですから最新の資料ということが言えるかと思うのですけれど。これには、菊地ゆたか後援会会報ということで、「皆さんに疑

間に答えます」というのが載っております。下のほうにいきまして、「これ以上遅らせることは市民にとって極めて不利益です」と書いてあるのです。ちょっと長くなりますが、読ませていただきますと、「(1)災害時の対応を考えない施策は行政の無責任です。(2)余熱利用(発電)を放棄することは地球温暖化対策に反し、環境省からの交付金も失います。(3)数十年に一度の事業の「品質」は、受注する事業者の「実績」で判断することが、市民の安心感につながります。」そして、「基本計画を変更するには建設地を佐野地区と決めた平成27年からこれまでの5年間の時を戻すことになり、貴重な財源である合併特例債まで失うことになります。」こう書いてあります。それで私は、これを菊地副管理者に、のことにつきまして、質問をいたしたいと思いますが。これは後援会の会報ですけれども、あくまでも、契約に関わることについてということで、当然、菊地豊市長さんは、管理者そして組合側と、この内容につきまして、すり合わせて、あるいは了解を取りられて発行したのだと思います。したがいまして、私の、全部で5点質問いたしますが、1と2と3につきましては、これから質疑いたします。質疑の相手は副管理者にお願いいたします。

最初に、1番の「災害時の対応を考えない施策は行政の無責任です。」こう書いてあります。おそらくこれは、災害廃棄物の処理のことを言っていると思いますが、私は、可燃ごみの災害ごみを自治体焼却場で処理することは、基本的に不可能であると考えております。組合は、年間3,000トンにも及ぶと言われている災害ごみ、これをどのように焼却場で処理をするのか、お伺いをいたします。これが1点目。これは副管理者にです。

次。2番目としまして、「余熱利用(発電)を放棄することは地球温暖化対策に反し、環境省からの交付金も失います。」こう書いてあります。私は、この発電設備を設置するメリットがあるかどうかにつきまして、大変疑問に感じておるところですけれど。10年後、20年後には人口減により、ごみ量は大幅に減ってまいります。今、伊豆市と伊豆の国市を合わせた人口は8万人弱と言われておりますが、これが20数年後には6万人になると、これは推計をされております。ごみの量は人口に比例して減っていくわけですから、単純計算で25%減ということになります。環境省の指針では、70トン未満の焼却炉では、発電設備を造るのを考えた方がいいと、はっきり言えば、造っても意味がない、造りなさんな、ということを言っているわけです。ただでさえ発電は、今発電しようとしてもあっぷあっぷなのに、20年後、25%ごみの量が減るということになると、これはほとんど不可能であると。先ほど来、高技術で発電をするのだという話がありましたが、もとのごみがなければそれも不可能になるということでございます。人口減になれば、税収も減ってくると。そして発電設備、稼働しない発電設備はお荷物になるのではないかと思います。私は今のことと言っているのではないのです、20年後のことと言っているのです。これについて、どういうふうにお考えでしょうか。副管理者にお伺いします。

それから3番目。「数十年に一度の事業の「品質」は、受注する事業者の「実績」で判断することが、市民の安心感につながります。」ということでございますが。落札者、代表企業が荏原環境プラントということでございますが、どのような理由で契約の相手方に選んだのか。荏原環境プラントを選んだのか。これは信頼に足りる業者なのか、その辺をどう検討したのか、お伺いをいたします。

次、4番目。4番目からは管理者にお伺いをいたします。見積書黒塗り事件というのがあるわけですから、要するにこれは、私が206億円の債務負担行為の時に、その基と

なった見積書を出してくれと、情報開示を求めたわけですけれど、これがほとんど、7枚あったわけですけれど、全部黒塗りだということでございます。これは現在、裁判で係争中でございますが、今年の6月に提訴したわけですけれど、未だほとんど、裁判の上におきましては進展がありません。ごみ処理施設の建設費等の内容が明らかにならなければ、議員が8名いるわけですけれど、まさに今、契約の議決をしようとしているわけですけれど、契約がいいか悪いかの賛否の判断のしようがないと思うわけであります。これにつきまして、管理者は、こういうことでいいのかということです。先ほど来、副管理者は、この契約は透明性が高い、高いと、2回も3回も言っておりますが、私から見ると、黒塗りで、何で透明性が高いのかという、非常に不思議であります。これにつきまして、管理者はどのようにお考えをしているのか、お伺いします。

それから、最後ですけれど、この契約といいますか、ごみ処理事業全体の額は190億円と、消費税10%を入れて約190億円と言われておりますが、債務負担行為も最初220億円、それから206億円と、こうなってきたわけですけれど。ここへ来て、今日の契約の議決は、建設費だけだと、101億円ですか、だけだということでございまして、これは、先ほど事務局長から説明がありましたが、一般市民にとっては非常にわかりにくいと思うわけですね。現在ここへ来ていらっしゃる傍聴者の皆さんもわからないから、どういうことだと私も言われたわけですけれど。なぜ今まで、この契約を建設費だけにすることを言ってこなかつたのか。これについて、市民の間に疑問点があるように思いますので、私もそうですね。地方自治法上はそうなのかもしれません、なぜ前からそういうことを言ってなかつたのか、ということをお伺いいたします。以上でございます。

○議長（杉山誠君） 西島議員のただいまの質疑ですけれど、5点ありました。その中に、基本計画にかかることとか、今まで議論されてきたことも含まれておりますので。今回、契約に関する、契約の締結に関する議案ですので、それに関することについて答弁を願います。

○副管理者（菊地豊君） この、私の後援会のことは発言できませんし、あくまで組合議会ですので、組合議会の執行部として整理した内容を私の方から申し上げます。そしてその中で、1番目の災害対応については、8月13日、定例議会の時に望月事務局長から整理をして答弁しておりますが、再度そこは、災害時にどういう法的根拠で、何を判断基準にして、災害対応を見積ったかについて、もう一度答弁をさせます。

そして、最後の議案についても、どれが議会承認案件で、他の契約についてはそれに適用しないことも、事務局長から。今答弁していますので。我々は執行部で整理をしてやっておりますから、1番目と5番目については、事務局長から答弁をさせます。

あくまで執行部の立場で、管理者の意向も含めて、私の方で答弁させていただきますが。2番目の、規模と発電については、これも何度も何度も申し上げているのですが、人口減少に比例してごみが減っているという実態はありませんし、これからも同じペースで、特にご心配なのは伊豆市だと思います、確かに伊豆市の人口は減っているのですが、そのとおり減っていくわけではございません。これは何度もご説明しているとおりです。これまでのデータを見ますと、やはり伊豆市の方が観光事業のシェアが大きいのでしょう。伊豆の国市さんにおいては、事業系のごみは約3割、住民系が約7割。伊豆市の場合には、事業系が約45%で、住民が排出するごみの比率は55%、半分強ですね。残念ながら、今、伊豆半島の全体を見ますと、伊豆の国市さん伊豆市とも、観光は悪くはありませんけれど微増の状況で、熱海や伊東のように大きく増えているわけ

はございませんが、これはいくつかの要素があったので。ただ、伊豆の国市さんも伊豆市も、総合計画その他の産業振興計画の中で、観光を含む産業振興策というのは、しっかりとこれからやっていくということを示しているわけです。事業系のごみが、そうすると、当然増える。特に、今、人口減少で心配されている伊豆市の側は、これから観光交流客が増えるように計画もしておりますし、予測しているわけですね。それは過去のデータともあわせて、事業系のごみは、実際に伊豆市の中では事業系のごみが増えていますし、これはもっとお客様に来ていただくような計画と施策をとるわけですから。同じペースで減っていくから20年後にはごみはこれだけになる、というのは事実ではありませんので、それは過去何度も申し上げておりますけれど、確認をさせていただきます。

そして、環境省も、70トン以下は造るなと言っているのではなく、規模の間もあるので、70トン以下で発電する場合には、しっかりと調査をしなさい、という指示通達はあるようですが、最近の例を見ますと、やはり、火力をコントロールして、電気その他に回収する技術が高まっているということは、これは事実として、たぶん、そこは同じだと思うんですね。そこで、伊豆市伊豆の国市の場合には、今、熱回収事業として、発電しか組んでいないわけです。ロードヒーティングをやるわけでもないし、隣に企業を誘致して、伊豆市伊豆の国市で工場を造って、あるいは野菜工場を造って、そこに効率の高いお湯を流すような計画は一切ないわけです。今、我々の前に計画があるのは、発電だけですから。それをやめれば、熱回収はなくなるということを、ただ事実として申し上げているのであって、そこはご理解いただいていると思います。

それから、実績については、先ほど笹原議員からご指摘がありました、住民の合意、住民説明もそうなのですから、そもそも、あり方検討会は、この事業になって始まったわけではなくて、スポーツワールドになってからずっと議論を積み上げてきたわけです。私が市長になりました平成20年の4月の下旬だったと思いますが、堀切の皆さんにおいでになって、色々な議論がございました。そのあと望月市長がおいでになって、伊豆の国市の市の土地があるから、そちらに移したらどうかということで、場所の、候補地の候補地が変わったわけです。その後今度は、スポーツワールドの地元3区の皆さん私が私のところにおいでになって、色々勉強したけれども、ごみ焼却場が安全性の点で問題がないことはわかった。わかったけれども、もう何十年も見てきて、見たくない、というご意見で、こうなると、いい悪いではありませんので、価値観の問題ですから、なかなか難しいなという感じは受けました。ただその後、伊豆の国市の副市長さんを委員長とする、あり方検討会を作つて、そしてそういうあり方検討会から、事業開始から、構想開始から10年かけて、佐野の建設地が決まって、そこから5年、今やっているわけです。その中で、なるべく安いものを造れとか、実績条件を外せというご議論は、当初からなかったのですね。むしろ、安全なもの、安心できる事業構想、そして地域の振興に役に立つ、地域の集会所として使える、佐野になってからは、住宅地の前ですから、地域としても使いたいし、災害時には頑丈な建物だから、そういう拠点として使わせたいということを、皆さんで話し合つて、皆さんで了解して。ところがここまで来たら急に、実績は要らないとか、安くしろとかいう話になつたわけです。今までなかつたです、そんな議論は。伊豆市も伊豆の国市も、他にたくさん、実績条件を付けている事業があります。にわかに、環境衛生で、しかも最も大きな事業になったら、急に、実績条件を外せというのは、さすがになかったです、これまでの議論の中で。そこはやはり、受け入れていただいた佐野とその周辺の皆さん、日向からも大平からも見えるし、同じ

空間にある周辺の地域の皆さんとの住民感情も含めて、そして、地域の皆さんにこれまで5年間重ねてきた説明の内容も含めて、安ければ実績条件が要らない、というのは、さすがにちょっと、やはり我々としては、なぜここに来てそういう議論が出るのだという感じがいたしております。その場合には、恐縮ですが、今回アドバイスをいただいた東京都のような専属の職員がたくさんいて、技術のノウハウが蓄積されていて、その中で一つ新しい試みも、ということであれば、それはあり方としてあるかもしれませんけれども、やはり何十年に一回、いいものを造る私どもの事業において、うちが全国で初めて事業の確認を、我々が受け持りますというは、さすがにそれは、市民の皆さんにご理解いただけないのだろうと、このように考えております。

○議長（杉山誠君） 次に、1番目と5番目について、事務局長。

○副管理者（菊地豊君） すみません。答弁漏れがありました。開示のところ、管理者に対してとありましたけれど、これも執行部でしっかり議論しての結論でありますので。前にも申し上げたとおり、今、入札の手続き中のわけです。今日承認いただくなれば、否決されるかわからない段階で、今、応札していたところの積算根拠だとか、事業計画の細部まで、ここだけ出して、否決されたらまた競争になるですから、それはさすがに、全部は出せないですよね。もちろんここで可決、承認いただければ、今伏しているところも、当然出していただくのですけれど。まだ、言ってみれば、手続きが競争の最中ですから、そこでは企業も利益からいって、全部出せないところもあるということは、それは入札の手続きの原則からして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（杉山誠君） それでは、事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） それでは、西島議員の最初の、災害ごみの件ですけれど。これまでの当議会あるいは組合議員さん、構成市の議員さんに説明会等で申し上げてきたのですけれど。災害ごみの、西島議員のご指摘の中では、市内処理できないのではないかということで、色々お話を伺っているのですけれど。災害ごみについては、当組合の災害ごみというのは可燃性のごみで、繊維ですか木材とかそういうものもあるのですけれど。実際、災害が起きたら、そういった大きなごみは一次仮置き場とか、仮置き場において分類して集積すると。佐野の施設については、裁断機を付けてありますので、2メートルくらいの、裁断機に入るものであれば、そこで裁断して、新ごみ処理施設で燃やせることがあります。それと、災害ごみというと、大きな瓦礫ですか、そういうものをイメージする方が多いのですけれど、実際に、去年の北海道胆振地震の厚真町とか、岡山県の真備町の災害を見ますと、市民の方も、被災ごみというのですけれど、災害で出る片付けのごみを自分で持ってくるということで、かなり焼却場には列を作り、自己搬入というのが多かったということも聞いていますので。災害ごみと一緒にしますと、瓦礫類の大きなものから、個人レベルで片付けできるごみも含まれますので、そういうものを含めて、今度の施設では処理する計画ということで、炉の規模等を定めています。

それと、5番目の、今回、建設費の契約のみが議案になっているということですけれど。今回の事業は、再三申し上げている、官民連携事業で行っておりまして、通常、PFI、官民連携でも民間に完全に資金を出してもらうというのが、通常のPFI契約であります。これは地方公共団体が民間事業者に、事業権を与えるのですね。事業権を完全に民間に与えますので、民間のお金で建物を造ってください、運営してください、ということで、その対価として、サービス料を自治体が払います、という契約です。純

然たる、民間に事業権を与える契約ですと、S P C、特別運営会社、相手がその1者だけなのですね。その方と契約して、その方が設計建設工事をさらに下に、関連企業に出したり、運営維持管理を出したり、そういう契約が、民間資金とするP F I契約で、それは1者で、全体でやってしまいます。こういった事例で申し上げますと、近隣ですと、御殿場小山組合さんは純然たるP F Iでやっています。浜松市もP F Iでやっていますので、その1者、S P Cと、事業全体を含めて契約をしています。一方、我々の行うD B Oの契約は、設計建設と管理業務を分離しているということは、入札公告にも記載しておりますし、純然たるP F Iのようにではなく、事業権は行政側だということですね。資金調達は公共がやるわけですので、事業権を民間に付与しませんので、公告に記載してあるとおり、設計建設と運営維持管理、それを束ねる契約として基本契約というのが、3本セットであるのですけれど、そういった方式で、純然たるP F Iとはちょっと違う方法を取っています。

○議長（杉山誠君） それでは、再質疑を許します。再質疑はありますか。西島議員。

○3番（西島信也君） それでは再質疑をさせていただきます。私は、先ほど質疑をした時に、ちゃんと答える相手を指定したはずなのに、副管理者が、管理者が答えるべきことまでやるというのは、これは非常におかしいですよ。せっかく、管理者が答えようと一生懸命準備しているのに、横から出て、あれに答えさせるとか俺がやるとか、とんでもないことですよ。それで、今、答弁があったわけですけれど、まず、1番目の、災害時のごみなのですけれど、事務局長さんから説明があったわけですけれど。例えば、静岡市では、新しい焼却場を造る、そこは大きい市ですから造るかもしれない。今の稼働している焼却場につきましても、災害ごみは、静岡市は何も考えていないですよ。そういうふうに載っていますから。来るかどうかわからないものについて、ということは、静岡市はとにかく考えていないということです。説明で、来たら裁断する機械も付いているということですけれど、そんなことでは、万が一災害が来た時には、この前の千葉県の台風災害もそうですけれど、大変な被害が起きると。それでどうしているかというと、まずは一次仮置き場、二次仮置き場に置いて、それを通常、産廃業者が処理をするんですよ。燃えるごみだけこっちに置いて、なんてそんなことは、みんなぐちゃぐちゃになっていますから。私がさっき言ったように、自治体の焼却場でそういうものを燃やすのは、はっきり言って無理だと思っているわけですね。ですから私が言いたいのは、82トンにしているのはおかしいということなんですね。これはちょっと余談になりますけれど、一次仮置き場、二次仮置き場という話が出てきましたが、伊豆の国市さんは知りませんが、伊豆市はそれさえも選定していないですよ。どこに仮置き場を置くか。ここに、「災害時の対応を考えない施策は行政の無責任」、まさに、伊豆市は行政の無責任をやっているのですよ。そう思いませんか。このことについては、前から色々、同じことを私も言っているものですから、これくらいにしておきますけれど。

次の2番へ移りますけど。1番の答えはいいです。先ほど副管理者が、私が人口はどんどん減っていくと言ったら、いや減らないよ、と言っている。その辺が曖昧だったですけれど、人口8万人が20年後には6万人になる、そんなことはない、こうおっしゃっていましたけれど。

○議長（杉山誠君） 西島議員。少し議論が横道に逸れているのですけれど。契約の締結についての質疑を。

○3番（西島信也君） それで、私が言っているのは、発電設備ということを言っている

わけです。2番目の発電設備。いいですか、議長さん。先ほど副管理者が言ったことについて、私は言っているのですから。それだったら、副管理者がそんなことを言わなきゃいいのだから。副管理者が、人口は減らないよと、ごみも減らないということを言っているわけですね。この人口が減るということは、国立の人口問題社会保障問題研究所というところが出している、そういう数字なのですよ。それを、一地方の市長が、こう言つたら悪いですけれど、そんなことを言うのはおかしいと。ごみが減らないということは、そんなことはない。人口が減れば企業も減る、企業が減れば人口も減る、相関関係にあるわけですよ。ですので、当然ごみ量は減っていくということですね。一つお伺いいたしますが、2番目に「環境省からの交付金も失います」ということが載っているわけですね。これはどういうことですか。先ほど、循環型社会形成交付金を使うということを言ったと思う、言わなかつたかもしれないけど、そういうことになっているわけですね。ですから、もう一方には、二酸化炭素排出抑制事業費交付金というのがあるわけですね。何でそっちのほうを使わないのですか。大体、ごみ発電ができなくなるのに、こんなのを使ったって。二酸化炭素のほうで行けばどうですか。二酸化炭素は別に、農業プラントを造れとかプールを造れとか、そういうものではないです。知っていますか、二酸化炭素排出抑制交付金の条件を。それをお伺いします。

それから3番目、荏原環境プラント。実績は要らないなんて、私は要らないなんてことは何も言っていないですよ。実績は必ず要りますよ。どういう実績かというと、それは、荏原環境プラントは大手メーカーですから、数多くのプラントを造っているわけですけれど。その一方で、色々な問題、あるいは反社会的行為、あるいは裁判で訴えられているとか、そういう問題も非常に起こしているのですよ。あの会社は、プラントとしては、焼却場プラントとしては、非常に起こしているということで。どういうことかというと、売却した荏原製作所本社工場跡地にアスベスト含有の廃棄物を埋設していると、そのことについて、その本社工場があったところを買った企業から訴えられて、これについて1年くらい前に、最高裁の判決が出ました。60億円の損害賠償を払えと、そういう判決を知っていますか。そういうこと。それからもう一つ言いますけれど、荏原製作所藤沢工場から、ダイオキシン含有の排水を引地川という河川へ放出した、汚染していたということで、これは国から、県から非常に指摘を受けて、お叱りを受けていると思いますね。それからもう一つ。岐阜市東部クリーンセンターというところで、焼却場で火災があつて、それは荏原環境プラントの会社が管理をしているところですけれど、そこで市から40億円余りの損害賠償訴訟を起こされている。と、こういうことが次から次へと出てきているわけですよ。これも実績に入るのですかね。こんな不祥事も実績に入るのか。「市民の安心感につながります」と書いてありますけれど、こういうことも考慮して選定したのでしょうか、お伺いします。

それから4番目。何遍も言いますけれど、これは副管理者が答えるべきことじゃないですよ、管理者に聞いているのですよ。見積書を、契約の議決の前だから黒塗りにしてもいいのだと、さっきおっしゃいましたが。契約書じゃありません、債務負担行為の基になった見積書なのですよ、私が請求したのは。全部で何枚かというと、7枚ですよ。普通、入札時に出す契約書の量は、こんな、1メートルも2メートルもあるようなものですよ。たった7枚について、最も基本的なことについて、それを全部黒塗りにしちやっている。私が言っているのは、議員がこれでは判断ができないじゃないか、ということを言っているわけなんですよ。これじゃあ、高いか安いかどうやって判断したらいいの

か、黒塗りですから判断しようがない。いくら執行部側が、これは正しい、適切だなんて言ったって、何の検証もできないじゃないですか。チェックができないじゃないですか。そういうことを私は言っているのですよ。そんな何メートルも、1メートルも2メートルもあるような書類を全部出せと言っているわけじゃないですよ、たった7枚ですよ。最も基本的なことを書いてあるのを、それさえ出さない、議員に見せない、あるいは市民に公開しないということは、これは非常に問題であるということに思いますね。

5番目はいいですから、1番から4番までお答えください。

○議長（杉山誠君） 1番はいいと言いましたね。

○3番（西島信也君） そう、1番はいい。

○議長（杉山誠君） それでは答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） それでは、事務的なことですので、私からお答えさせていただきます。1点目の、二酸化炭素交付金をなぜ使わないかということなのですから、交付金は西島議員がおっしゃったとおり、二酸化炭素交付金と、循環型社会形成交付金と、主にその二つなのですけれど。発電を行わないから交付金をもらえないのではなくて、この交付金のポイントというのは、エネルギー回収率ということですね。エネルギー回収率というのは、ごみを燃した時にどれだけエネルギーを回収できるかというところ、そのところが、余熱利用であったり、発電であったり、というところなのですけれど。当組合の施設に関しては、余熱利用のところが、副管理者の答弁のように、他に使うところがないということで、その交付金の基準となるエネルギー回収率は、0.18%しかなかったわけですね。現状で使えないということで。そうすると、費用的にも、交付金をいただけるにはどうしたらいいかということになると、発電しかないということですね。発電のところで循環型社会交付金等が、二酸化炭素交付金ももちろん発電を付けてもいいわけですけれど、決定的に違うのは、二酸化炭素交付金のほうは売電の時の単価、これがFITの適用ができないということが、環境省の交付金の要綱に書いてあるのですね。我々組合としても、エネルギー回収率を、発電設備を造って、売電のところも考える中で、FITの価格、これは17円ですね。これを適用できないというのが大きいかな、というところで、循環型社会交付金を選択しているというものですございます。

それと、実績の判断ということで、副管理者から色々答弁しているのですけれど、やはり、実績を求めるというのは、私も何回かお答えさせていただきました。公共調達においてはやはり国も県も、当然構成市も、一般競争入札の中では、実績を求めているのですね。これは仕様発注で、土木でも建築でも、今まで行った類似工事がいっぱいあるのですけれど、類似工事とか同種工事とかいう中で、過去10年以内、これを緩和する上で15年とかいう緩和の方法を取ることもあるのですけれど、同じ工事、同種工事、類似工事をやったかという実績を必ず求めていまして、さらにはその監督者にもそういう類似工事の監督をした実績があるかということを、一般的には、一般競争入札では求めております。そういった中で、特に今回は、仕様発注ではなく性能発注で、やはり相手に委ねるところが大きいわけですね。プラント設計も行政では難しいことありますし、建設もそうです。ましてや20年間、30年間の安定した効率的な運営となりますと、やはりそれなりに、民間事業者に求めるものが大きくなるわけですね。大きくなればなるほど、信頼をどこで量るかとなりますと、やはり実績というものが非常に重要だと我々も考えておりますので。こここのところの実績というのは非常に重要であるというふうには考えております。

それと、見積りの非開示の件ですけれど、西島議員は7枚の基本的なものとおっしゃったのですけれど、基本的なものであるがゆえに、その部分がプラントメーカーとしても、7枚とはいえ、運転管理状況あるいはスペックですね。自分たちが提示しようとしている焼却施設のスペック、どのくらい電気料を使うとか、水を使うとか、薬品を使うとか、あるいはその調達先とかですね、今後の競争における色々なデータがその基本的なところには含まれておりますし、先ほど来副管理者も申し上げているとおり、契約が結ばれるまでは、業者としてはその競争が終わっていないのだと。万が一、これが否決された時にはまた、再度公告した時にはまたそこから競争が始まるのだという認識を強く持っていますし、契約がいただけるまでは臨戦態勢といいますか、気を緩めずに業者のほうも競争の過程にあるというふうな認識が強くありますし、議員が考えているのと同じレベルで、民間の事業者もノウハウとか技術的な蓄積とか、そういうものが含まれている内容ですので、今回は黒塗りとさせていただいているところでございます。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。西島議員。

○3番（西島信也君） 今、ご説明いただいたのですけれど。発電設備についてですけれど、今の事務局長さんのお話ですと、理由の一つに、定額買取り17円とおっしゃいましたけど。しかしこの定額買取りですね、これは1キロワットあたり、7年前は40円だったですよ。毎年毎年下がって、今年は、さっき17円とおっしゃいましたが、今は14円ですよ。2019年は14円。来年も再来年もまた下がりますよ。ほとんど売電なんて儲けにはなりませんよ。ということで、ちょっとそれはおかしいと思うわけです。おかしいということを指摘しておくだけにしておきます。二酸化炭素抑制推進交付金、これについて、どうせ発電できなくなるのだから、そんなものを造ったってしょうがないと、そういう考えはないですかね。これはどうですか。副管理者さんも、そこら辺は思いませんか。それを一つ聞きます。

それから、3番目の、実績ということなのですけれど、確かに実績は必要だと。それは、実績は必要ですよ。やったことのないところをやるなんてことはあれかもしませんけれど。私が言っているのは、アスベスト問題、本社工場のアスベスト。それから藤沢工場のダイオキシン、これを含有している汚水を流出させたと。それと、岐阜県では火災を起こして損害賠償を求められている、40億円。こういうことについて、どういう議論をしてきたのか、してこなかったのか。これはどうですか。「安心」とここに書いてありますけれど、何も安心じゃないですか、こんなことをやっている業者では。危なくしてしまうがいるんですよ。そこをどう考えますか。副管理者さん、これは自分が書いているのだから。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。副管理者。

○副管理者（菊地豊君） 二つご質問があったようですが、発電のところで、私はいつも丁寧に答弁しているつもりなのですが、伊豆市の人口が減らないなんてことは一言も申し上げたことがなくて、人口は今減っていますし、これまで減りましたけれども、実際には経済活動はずっと、約1,000億円で横ばい。緩やかに観光は回復しているわけです。その中で45%のシェアを占める事業系廃棄物については、むしろ増やすように、二つの市は総合計画を作っているわけですよね。ですから、長期的に見ても減る率は人口比ではなくて、10%程度はごみも減るだろうということを事務局は見込んでいるということを申し上げたわけです。したがって、どうせ発電できないからということではなくて。先ほど、F I T価格が下がっていることはご指摘がありましたけれど、契約段階で、契

約した以降勝手に下がったり、自動的に下がるということはありませんので、そこは制度の誤解があろうかと思います。

それから実績については、当然、環境施設ですから、一般廃棄物処理施設の実績を見ていて、そこは専門家が評価するわけですが、契約に入る、入らないのところは、伊豆の国市さんも同じだと思いますけれど、基準に基づいて、契約に時々ありますよね、色々あって、しばらく、1か月間契約禁止みたいな、そういういたもの以外のところを我々は法律を越えて禁止できませんので。伊豆市の条例規則等に、法令に基づいて入札禁止をしているところ以外については、我々の勝手で、そういういたものは、ここはだめ、ここはOKということはできませんので、その入札手続きについては、しかるべき手続きに従ってやってきているということに尽きます。

○議長（杉山誠君） これで西島議員の質疑を終わります。

○3番（西島信也君） ちょっと待って。議長、実績のことを言ってない。

○議長（杉山誠君） 今、答弁しました。実績についても。

○議長（杉山誠君） ここで昼の休憩とします。再開を午後1時とします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

○議長（杉山誠君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（杉山誠君） 先ほど、休憩前に、西島議員の質疑を終わりますと発言いたしましたけれど、補足の答弁が漏れておりましたので、ここで事務局長に補足答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） それでは、先ほどの西島議員の質問の中で、今度の落札業者が色々と訴訟を抱えたり、色々な事件といいますか、そういういたものがある中で、契約相手たる資質があるかということだと思いますけれど。その件に関しましては、色々な情報の中、訴訟の件などは、我々も把握しているところが、ある程度はございます。組合としても、そういうことがある業者ということで、議論といいますか話は、当然、中ではするのですけれど、この入札手続きの一連の中で、契約相手ということの選定、それに関しては、もちろん入札公告で規定されている入札資格があります。さらには地方自治法あるいは地方自治法施行令の中で入札参加の資格要件を定めておりまして、その中で、欠格事項に該当しない限りは、現在の係争案件ですか、そういういた様々な事件の当事者であるということをもって、法令的に、除外の対象とすることはできないということになりますので。その点は、事件があるということは理解しているのですけれど、現行の法律、その他ルール上は、そういう規則に基づいて選定しているということでございます。

○議長（杉山誠君） 改めて、これで西島議員の質疑を終わります。

○議長（杉山誠君） 他に質疑はありませんか。8番、田中正男議員。

[8番 田中正男君登壇]

○8番（田中正男君） 8番議員、田中正男です。それでは、今回の議案の質疑をいたします。3点ほどあります。まず、始めに、今回の議決が建設工事請負契約のみで、維持管理費約79億円、これは税抜ですが、これは議決しないというような説明が先ほどありましたけれど、これは初めて、今回ここで聞くのですね。ちょっとその内容についても

う一度、再度説明をお願いします。維持管理費はどのようになるのかをもう一度聞きます。

それと二つ目は、見積りの話が先ほどから出ていますけれど、3者、2者、1者ということで、答えていますけれど。基本的なことですけれど、今回の見積りを求める目的は何だったのでしょうか。それについて伺います。

三つ目は、これも先ほどから話題になっていますけれど、1者入札なのですが。これを妥当として当局はいるのですが、その理由は、全国でも7割以上が1者入札になっているということを説明がありましたけれど。初めから1者入札でもいいとしていたのでしょうか。その3点を伺います。

○議長（杉山誠君）　ただいまの田中議員の質疑に対し、答弁を求めます。事務局長。

〔事務局長　望月昌浩君登壇〕

○事務局長（望月昌浩君）　ただいまの田中議員のご質問にお答えします。1点目の、契約に関して、今回、建設工事だけだということですけれど、そもそも、自治法に定める、施行令等に定める、建設工事又は物品の製造に対して予定価格が1億5,000万円以上、ということなのですけれど。趣旨からしますと、特に工事なのですけれど、やはり契約金額が大きいと。公共施設を造るのに当たっては、20年とか30年とか長期にわたって市民が使うものを、サービスを受けさせるものを自治体が契約すると。それに当たって、原則は、契約という行為の執行権は、支出負担の一部ですので、執行権は行政側にあるのですけれど。ただし、そういう金額の大きなもの、特に工事等については、市民に与える影響というのですか、あるいは金額、事業の規模が大きくなるものですから、特別に、そういう施行令等を定めて、1億5,000万円というのが市町ですね、議決をいただこうというのが法律の趣旨でございます。それで、業務委託がなぜないかといいますと、当初から、この規定ができる時には業務委託で大きな金額というのは想定していなかったということがあろうかと思うのですけれど。今回の業務委託は80何億なのですから、これに関しては先ほどの答弁にありましたけれど、PFI法の関係もあって、1者相手にSPCと契約、民間の資金でやるのであれば、事業権を相手に与えるものですから、その方が責任を持って造って運営するということがあったものですから、1者を対象に全部契約するということでご説明させていただきました。一方、当組合の事業についてはDBOということでしたので、民間資金ではなく、あくまでも事業執行は公共、行政にあるということですので、行政の資金で造って、行政の管理で運営させてということになりますので、その辺りも、どちらかというと分離的な契約ということをご説明させていただきました。その辺が、純然たるPFIと違って、業務委託のほうは、自治法の規定に基づいて、今回の議決対象とはしていないということでございます。

それと、二つ目の、見積りの取扱いについてですけれど、予算を作る時、見積りを業者から徴集しました。それで、そのお金そのままをもって予算額としているわけではなくて、当然、中を精査しまして、今回、官民連携事業で行うということで、公設公営で見積りをもらっていますので、公設民営にした時にどれくらいの削減ができるかということで精査しまして、それがバリュー・フォー・マネーということで、7%くらい削減できるということで、一つは積算しております。それを、他の自治体の例を見ますと、大体9.何%とか、そういうバリュー・フォー・マネーが出ているということで、それにならって削減期待値ということで10%の削減値を掛けまして、それで予算額としているということでございます。

3点目の、初めから1者入札かどうか、というのは、1者入札というのは、当然、我々は1者というのが、入札参加申込からわかるわけですけれど、当事者、入札参加者は、初めから自分たちが1者ということは想定していないわけですので。そこで一般競争入札でやります。それはどの市町、国、県でもそうです。たとえ1者であっても、参加者は1者です、ということは当然公言しないで入札の事務手続きを行うわけですので、その辺は、参加者は自分たちの他にも競争相手がいるということを想定した上で入札に参加しているということになります。以上です。

○議長（杉山誠君） それでは再質疑を許します。再質疑はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 今、答弁いただきましたけれど、再質問いたします。今回の議決が建設工事だけなのですけれど、それは自治法に則って行ったという説明です。建設工事、物品購入の1億5,000万円以上は議決になるけれど、それ以外だから、ということで、その理由を、PFIで行った場合はそのSPC1者と契約を結ぶ、その事業権まで譲るということは説明がありましたけれど。それはPFIでSPCとやった場合なのですけれど、今回はDBOで、公がお金を出すということですので、その点ではPFIとは違ってSPCとの契約ではないので、やはりその辺は少し違うかなと思います。自治法ではそうなっていても、やはりその説明がなかったというのが。今回、私は、てっきりもう、全体、維持管理費と建設を含めて、一緒にやるかと思っていました。当然、債務負担行為もそこで可決しましたし、それで入札もし、落札金額も出ましたので、まとめての議決かと思いましたら、今回は建設だけだというので、議員も初めて聞いて、だから今日も何人かそういう質問があったのは当然だと思うのですが。なぜその辺の説明を事前にしなかったのでしょうか。それをまず1点聞きます。

2番目の見積りなのですが、私は目的を聞いたのですが、予算を立てる、債務負担行為をする上での見積りをもらったということなのですが。それでその見積りを審査、精査したと、今、局長は言いましたけれど、見積りの中身を精査ではなくて、結局、公設民営でやった場合の削減期待値を算出したという、10%削減期待値があるということで、合計金額を0.9で掛けただけなんでしょう。本当に、中身全ての色々なことについて精査して積算したわけじゃないでしょう。その辺をもう一度確認したいと思います。

それと、入札が1者、については、組合は知っていても、その参加する業者は何者になるかわからないから、やはり競争するつもりで入札に参加してくる。そういう条件でやっているから、競争原理が働いているということだと思うのですが。これは組合からもらった資料で、平成29年度の実績、16件この資料ではあるのですが、そのうちの7件が1者入札なんですね。16件中7件、半分近く。その7件のうち、2件だけは同じ事業者が取っています。ところが残りの6件は全て違うんですね。新日鉄住金やJFEエンジニアリング、それからタクマ。タクマは2件取っています。その他、川崎重工、IHI環境エンジニアリング、エスエヌ環境テクノロジー、全部違うのですね。1者だけは、1回だけは2件取っていますけれど。ということは、競争して何者かわからないといつても、結果的に1者になっているということを見ますと、本当にこれは競争しているのかな、何者か入札はわからないでやっているとは思えないですね。もう、1者だけ取れることがある程度わかっているなきや、こんなふうにうまく、半分近くもなるということはおかしいと思うのですね。これはどう考えますか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。1点目の、契

約の方法を説明しなかった、という点ですけれど。これは組合としましても、入札公告を昨年11月に出しまして、その中で全て、契約の案とか、契約の方法等も、組合としては入札公告を出しているわけですから、当然、認識はあったのですけれど。議員さんへは、公告を出した時点でこういう契約であるというのは、組合としては初めから理解していたといいますか、こういうふうにやるというのは承知していたのですけれど、この分けて契約するということを直接説明しなかったというのは、ちょっと説明が足りなかったというふうには考えております。

見積りの精査についてですけれど、見積りは、見積書を出していただいた中で、その要求水準ですか、その事業の中身ですね、それに合ったものかどうかということは見ております。ですので、見積りの中でも、機械の構成ですか、細かいところまでは出していないですが、あるいは運転管理の経費ですか、そういうものは、中身をチェックしております。

入札結果の、3点目ですけれど、平成29年度の結果を見ているのですけれど、ご指摘がありました、最初からこれは1者ということがわかつっていたのではないかということはすけれど、なかなかその辺りは、1者入札でも実際に落札率が違うところもございまして、先ほど申し上げました平均でも、1者入札の落札率が96、97%でしたけれど、当組合では、92%くらいだったということもあって、自治体の入札にもよりますし、一概に、最初から1者だったから高くなっているとか安くなっているとかいうのは、この入札を見た中では、あくまで落札結果ですので、その辺は、最初から想定したりするというのは、ちょっと難しいのかな、と思っています。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 今、局長から、1点目の今回の契約の仕方については、説明不足だったというのは認めましたけれど、本当に、十分時間があって、なかなか、市議会でもこんな形で来るのは初めてですので、本当に、事前にしっかりと説明してもらわないと、議案をもらった時に、残りはどうなるのだと、残りの維持管理費はどこで議決するのだというふうに、私は思っていました。また別にやるのかと思っていました。実際はできてからが維持管理費ですので、令和4年ですか、令和4年10月、その前にもう一回この維持管理費の議決もあるのかというふうに思っていました。そうすると、そこで否決すると変なことになる。もし、ここで可決されて、そこで否決はおかしくなるのですけれど、その辺が少し疑問でしたけれど、今日いきなりそういう説明がありましたので、建設工事請負の中に、可決されれば自動的にそこまで認めるということになって、ここで否決されればそちらも破棄される、ということがわかりましたけれど、ちょっと事前の説明が、本当に議会に対して十分でなかったと思います。

二つ目の見積りですけれど、具体的なことは見ているとは言っていましたけれど、実際にこれ、金額はいじっていないでしょう。見積額のこの金額、これを基に予定価格を設定する。予算額というか予定価格を、入札予定価格を設定する時に、0.9掛け以外は、どこか金額をいじって、組合が独自に、この金額でいこう、としたところがあるのですか。その0.9掛けた以外にあるかどうか。

最後に、1者入札について今聞きましたけれど。8月の一般質問で言いましたけれど、この3年間、27年度、28年度、29年度、3年間全部足して、合計して、平均を見た場合、この1者入札は、先ほど局長から97.86%と言いました。97.86%という高い落札率ですが、2者以上のところ、これを平均すると81.06%ですね。1者が高いかどうか見なけれ

ばわからないといつても、平均すると確実に、1者入札では97.86%、2者以上になれば81.06%という、ちゃんとこれは事実的に、それだけ、入札の参加者数が増えれば必然的になっている、というのは、これは実際の話なのです。それを考えたら、1者入札というのはやはり、私はふさわしくない、本当に競争して原理を働かせる必要がある、というふうに私は考えます。先ほどのことだけ、ご答弁ください。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 削減期待値以外で何か、組合のほうで見積りに対して何かかけているか、ということなのですけれど、それは組合では一切かけていません。あくまでも提出された見積りをそのまま採用しております。

○議長（杉山誠君） これで田中正男議員の質疑を終わります。

○議長（杉山誠君） 他に質疑はございますか。6番、八木基之議員。

[6番 八木基之君登壇]

○6番（八木基之君） 6番議員、八木基之です、よろしくお願ひいたします。議長より許可をいただきましたので、議案に対し質問をさせていただきます。私から、2点ほど質問をさせていただきたいと思います。1点は、先ほど、笹原議員が質問したのと重なるかと思いますけれど、よろしくお願ひいたします。この新ごみ処理建設事業が始まってから、長い年月がかかったということが、先ほど、笹原議員も申されておりました。この設立準備会、正式には伊豆の国市伊豆市廃棄物処理施設組合設立準備会が設立されたのは平成17年9月26日です。今日が9月25日ですから、偶然にも、ここで丸14年という本当に長い月日が流れただけでございます。今までのいきさつについては、皆様がよくご存知ですので割愛をするといたしまして、この計画書に書かれております、循環型社会を形成することを目的として作られた計画なわけでございまして、これも今回の議案にやっとたどり着いたというように、私は考えているわけでございます。そういう中で、何を質問したいかというと、先ほどの笹原議員と、これはある意味で重なるのですけれど、この議案が可決されるか否決されるかはこの後の結果ですけれど、もし契約ができない場合に、市民にどういう影響が出るのかという点を、再度確認をさせていただきたいと思います。

もう1点が、今月の9日の未明に、千葉県と神奈川県を襲った台風15号。これは特に、千葉県はかなり被害が大きかったわけですけれど、その中で、特に取り上げられるのが、停電がかなり大きかったと、大きかったというか、被害が広範囲であった。そういう中で、自治体におけるごみ処理施設が稼働しないというものが存在しているわけなのですけれど、今の伊豆の国市、あるいは伊豆市の既存のごみ処理施設が停電にあった時に、稼働ができるのかどうなのか、確認をさせていただきたいと思います。以上2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉山誠君） ただいまの八木議員の質疑に対し、答弁を求めます。副管理者。

○副管理者（菊地豊君） 後で事務局長からも事務的なことは説明をさせますけれど、今、二つご質問がございました。今日の結果の影響と、それから、停電の場合の状況ということなのですが。先ほども申し上げましたけれど、私どもの、この組合の執行部は、今年の2月に予算を承認いただいているわけです。そして、その予算を超えていれば全く議案にならないのですけれど、議会から承認をいただいた予算の中で、入札をかけたわけですね。そこの、1者とか複数あるかとかいうことは、これまでご議論、ご質問がございましたけれど、私どもは、応札した札というのは、当然、ある時期、7月まで

開けないで持っているわけですね。そうすると、どこで何を私たちができるかというと、当然してはいけないわけですね。総合評価一般競争入札ですから、入札が始まって、封筒をもらって、あるいは中を開けてから、行政が何かをするということはしてはいけないわけですから、当然皆さんご承知のとおり。その最後はやはり、入札の結果を我々は審査するしかないわけです。その審査も終わっていて、それは、管理者の小野市長さんは小野市長さんで、伊豆の国市の市民の皆さんと話をされたと思いますが、その審査の結果、つまり事業の内容については、我々が求めている水準を十分満たしている。つまり、予算の範囲内であって、かつ、内容は、審査を十分にクリアしている、という中で、契約を今お譲りしているわけなのです。これがもし青信号が出なかつたら、という影響ですけれど。ここで心配なのは、少なくとも、副管理者伊豆市長として、これまで職員も含めて、住民の皆さんや色々なところと話をした中で、このスキームが悪いという、この事業を進めるべきではないという声が、多数のようには感じていないわけです。したがって、当然、我々はベストの案として、今、議会にお譲りしているわけですが。もしこれが、この組合議会という場で否決された時、さっきも申し上げましたけれども、もう一度地域に説明をして、建設地周辺に、そして両市民に説明をして、私は、今までの説明会の結果は、今のスキームに戻るのだろうと思うのです。市民の多くのさんはご理解し、ご支持いただいていると確信していますから、当然この議題を上げているわけであって、その結果2年半を越えて、財源を失うことに対しては、大変大きな影響。ですからここは、議員の皆さん方には、予算の範囲内ということと、内容的に、私たちが求めている、市民の皆さんに説明をし、ご理解をいただいた要求水準をしっかりとクリアしているという、その前提条件の中で、この契約の可否についての審議を、市民の代表として真摯にご議論、審議いただきたいということで思っているわけです。

それからもう一つ、停電については、事務局からもデータがあるかもしれません。やはり、厚真町の視察は、とても厳しいものがございました。管理者さんは別の公務があつたので参加をされなかつたのですが、私は県の砂防協会のほうの視察で、北海道に確認をし、事前に質問書を提出して、回答をいただいたのですが。あそこは、厚真町を中心とする、あの地域の4町の被災が非常に大きかつたものですから、室蘭とか苫小牧でも支援をしてもらうことができたのですね。先ほど西島議員から、災害廃棄物は全量、産業廃棄物処理業者にお願いしている、ということは、これは事実ではございません。一次仮置き場には、ものすごい混在するのだそうです。色々なものが集まつてくる。これはやはり、被災者は、分ける余裕はありませんから。そして、あくまでも厚真町の例なのですけれど、二次置き場に移す時に、あの町では、地域の建設業にお願いをして分別している、ということなのです。その中で、産廃業者にお願いしているものと、室蘭市にお願いしているものが、苫小牧市だったか、外にお願いしているものがあるのですね。厚真町のやっている広域のごみ焼却場には発電施設がなかつたので、外にお願いしているものと、産廃業者にお願いしているものがあるということで、まだ今年いっぱいくらいかかるというようなお話をしました。やはりそういった色々な、千葉県を含めて、圧倒的に、ごみ焼却施設にはやはり、自ら賄える発電設備と災害対応の、全量ではなくても、余力というものは、被災地を見てもそうですし、その二つについては市民の皆さんの中から、私は、反対はないのだろうと思っています。ご承知のとおり、ここ連日のように、千葉県の状況が報道されておりますので、やはり可能な限り、発電を含む災害対応の余力というものは、多数の市民の皆さんには、ご理解をいただき、ご支持いただき

ているものと考えております。

○議長（杉山誠君） 管理者。

○管理者（小野登志子君） 管理者からお答えをいたします。まず先ほどの、市民への影響ということでございます。大変、大きなものだと思います。どうしてかと申しますと、平成27年4月に、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設立されたわけであります。最初の管理者は、菊地市長さんでした。それから29年3月に、組合策定による新ごみ処理施設基本計画書を公表いたしました。これも認められてきたものであります。そうしますと、ここで、この計画がだめになりますと、市民を裏切ったものになるのではないかという、大変大きなことになるのではないかと思っております。大方の市民は、実は私も本年度の市政報告会25回のうち22回、その他色々な団体に説明したのが6回、昨年から合計いたしますと、100回近くの説明を、市民に向かってしてきたわけであります。その中で、「どんなふうにごみを集めるのですか」とか、そういう質問は確かにたくさんございましたけれども、高すぎるとか、これは債務負担行為が発表されてからのものでありますけれど、債務負担行為が発表され可決されてからも、「高すぎる」とかそういう質問とかはあまりございませんでした。本当に多くの市民に、私は極力、1対1でも、会えば説明をしてきたわけでございますので、この市民との契約、基本計画に則って進めてきたということがだめになりますれば、これから様々な、この事業に対して、大変な不信感を招くことになるだろう、それを危惧するところでございます。この計画につきましては、ちょっとまだそこまでは考えておりません。先ほど副管理者から、また同じようなことになるでしょう、ということですけれど、そこは、皆さんも一緒に考えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（杉山誠君） 次に、事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） まず1点目の、否決の影響というのは、笹原議員の質問でも答えたとおり、金額的なものの負担が大きくなります。その一つが、合併特例債を逃した時には、今よりも20億円くらい事業費が、負担が大きくなるということと、現状のごみ処理施設4施設の年間維持管理費が5億9,000万円くらいかかるかかっていますので、それ掛ける延長年数、年数分がかかる。それに伴う、毎年年次点検するわけですので、3,570万くらいの外部市町への委託料も加えてかかっていくと、そういった金銭面でもかなり市民負担が大きくなるということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

2点目の停電の件なのですけれど。現在の4つの施設では、非常用発電機があつて起ち上げていけるかどうか、というのは、今ちょっと私からはお答えできないですけれど。今度造る施設では、高効率発電ということで、基本的には1炉運転でも電気の買取りが不要ということでございます。当然、停電になれば外部電源の喪失ということで、蒸気タービンによる発電で、自立運転に切り替わるということでございますので。停電が、仮に今回千葉県で起こったような停電があつても、発電機がございますので、自立運転して、通常稼働できるというふうには考えております。参考までにですけれど、今回の新ごみ処理施設のピット容量ですね。千葉県等の自治体では、収集の制限ですか、持ち込みの制限が実際に行われまして、3日とか5日くらいあったわけですけれど、当組合の停電時の稼働のところはタービンで賄えるということが一つと、ピットも提案ですと最大21日分までのごみの容量を施設に溜めておくことができるということも申し添えさせていただきます。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。八木議員。

○6番（八木基之君） わかりました。副管理者のほうからも、組合で予算を承認したと、これは私どもが債務負担行為を既に可決したことですから、よく承知はしております。そのスキームが悪いというように思っているわけでもないし、要求水準をクリアしていないと私は思っているわけではないわけなのです。ただ、さっきの副管理者の中で、これが本当にだめな時、赤だった場合はもう一度議論をやり直すと、というような言葉があつたわけなのですけれど。現実問題、今、局長が言わされたように、合併特例債を考えた時に、例えば伊豆の国市の市議会での、私の一般質問の中で、伊豆の国市は現存する長岡の清掃センターを取り壊したところまでを合併特例債として組んできている、という発言をいただいているわけです。そういう中で、実際に、これをどういうようにやっていくのかというと、どうしても、今、局長が言ったように、その発電機というものは、これは必要だというように考えているわけなんですね。当局からもらっているデータでも、約8億強の、20年間の比較検討をしたデータとしては、一応、付けたほうが得であるというように聞いているわけなんですね。しかしながら、やはりこの発電機を付けるということには、色々問題があるのですけれど、もしこの発電機を付けないという議論の中で、この計画書があるわけなのですけれど、計画書の基になっている伊豆の国市的一般廃棄物の処理計画にも、全て「循環型」という言葉が使ってあるわけなのですけれど、この循環型社会を形成するということに、私は、発電機は絶対に不可欠なものなんだというように思っているのですけれど、実際問題、この発電機を付けないで、国のほうの循環型社会形成推進交付金をもらうということは可能なのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまの八木議員のご質問にお答えします。発電設備を付けることで、循環型社会交付金をというのを、正確に申し上げますと、先ほど申し上げましたエネルギー回収率の関係で、あくまでも発電設備は余熱利用の一つの形態ということでございます。余熱利用の中では、熱のまま外部施設に送るとか、蒸気を送るとか、色々な利用の仕方があるのですけれど、そこで外部利用も含めた熱利用、エネルギー回収率ということが、交付金の対象となる率に満たないと、循環型社会形成交付金がいただけないということで、整理しますと、当組合の施設においては、発電以外の余熱利用はなかった、ということでございます。それで、発電設備を付けることで、エネルギー回収率をクリアすると、そこから循環型社会形成交付金が交付されるということで想定して、計画しております。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。八木議員。

○6番（八木基之君） わかりました。二つ質問をしているものですから、同時にやらないといけなくて、大変すみませんでした。発電機を付けるということで、交付金をもらえる。今は、私は、その道しかないというように思っているわけですね。もう一つ聞いておきたいのですけれど、この組合議会が、平成17年9月に設立準備会ができているのですけれど、実はそれ以前も、この田方あるいは熱海、伊東というようなもので、広域のごみ処理施設計画をしたいというものが、各市町で話し合われた時期があって、それは色々な事情の中で頓挫した経緯があるのですね。そういう中で、もしこの組合が、やはり悪い方向に行った時に、伊豆の国市という単独のものを考えた時に、この推進交付金は単独でももらえるのかどうかという点を、1点確認をしたい。

もう1点が、先ほどの停電のお話なのですけれど、副管理者も申しましたように、実際に、一次仮置き場というのは、私も旧町の時代に、平成16年10月9日、台風22号で、

ある地域が水没して、かなりの量のごみが出て、花坂にそれを運んだのですけれど、それは莫大な量だったわけですね。それを処理するためには、当然、他市町にもお願いをしなければならないし、産廃業者にも頼まなければならない。しかしながら、やはりそこで一番大切なことは、自分たちでもまずそれを処理する能力というものを持たないで、他力本願ではないけれど人に頼むというのは、少し、やはり僕は違っているのかな、というように思うわけですよね。ですから、今回、確かに、その災害ごみをどうするのかという問題も、色々な中で過去、議論をされてきたわけなのですけれど。できれば災害ごみを入れなくて済むならば、入れないほうがいいだろう、例えば、誰かに聞けばそう答えるかもしれません。しかし、市の背負っている責務というものを考えた時に、色々なものを人に地域に頼むということを考えた時に、やはり、市がその最低限の生ごみを、また停電が起きた時に、生ごみも処理ができないような清掃センターでいいのか、ということでは、やはり困ると思うんですね。ですから、1日も早く、新しい、新ごみ処理場を造らなければいけないというように思うわけでございます。その新しいごみ処理施設において、どこまでごみが燃やせるかということは、ちょっとわかりませんけれども、少なくとも、最大量である82トンというごみを、停電時においても処理できるというように、私は考えてよろしいでしょうか。その辺を、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉山誠君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 八木議員のご質問にお答えします。1点目の、循環型社会形成交付金を単独でもらえるかというご質問なのですけれど。伊豆の国市を例に挙げると、この交付金の対象が、要綱によりますと、人口5万人以上又は面積が400平方キロメートル以上、というふうに限定されていまして、それを見る限りでは、現在の伊豆の国市単独とした場合には、交付金の対象にはならない、というふうに解釈できます。

もう1点、82トンの新ごみ処理施設の焼却炉ですね、この規模で停電があっても稼働できるか、ということでございますけれど。当然、先ほど申し上げました、1炉の運転の時には82トンではございません、41トンでございますけれど。82トンで稼働した際の、停電の際には、外部電力なしで稼働ができるのですけれど、やはり2炉運転でそれなりの負荷がかかりますので、ごみの量とかにもよると思います。基本的には、停電時でも稼働は継続できるということで進めております。

○議長（杉山誠君） 管理者。

○管理者（小野登志子君） 一つ付け加えさせてください。市民との市政懇談会の際に、この82トンという数字が出ました。その後ですね、終わりまして、一般の方、80何歳の方から、大変熱い手紙をいただきました。その中には、「現在が75トンでよろしいのなら、必ず1.2倍に造っておくこと。それが新しいものを造る時の大切なことだ」、ということが書かれておりました。市民の方のご意見でありますけれど、多分にその方は、こういうお仕事に携わってきたということありますので、市民の意見も一つここで加えさせていただきたいと思って、発言させていただきました。以上です。

○議長（杉山誠君） これで八木基之議員の質疑を終わります。これにて質疑を終結いたします。

○議長（杉山誠君） 次に、討論に入ります。討論はありますか。反対討論から行います。反対討論はありますか。それでは3番、西島信也議員。

[3番 西島信也君登壇]

○3番（西島信也君） 3番、西島信也です。私は、議案第8号「伊豆市伊豆の国市新ご

み処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の締結について」反対討論をさせていただきます。去る、9月18日、伊豆日日新聞紙上において、「見直そう、これでいいのか、焼却場」のタイトルで意見広告が掲載されました。その中に、「入札決定の中で判明した重大な問題点」というものがありました。1点目は、入札業者は1企業のみで競争原理が働いていない。2点目は、他の自治体とかけ離れた価格を、適切な価格とするための努力がなされていない。3点目、プラントメーカーが出した見積書の明細を明らかにしてほしいと議決権のある組合議員が請求しても、大半が黒く塗りつぶされており、これでは組合議員が、高い、安いの判断ができません。4点目以降は省略しますが、とにかく、建設費及び20年間の維持管理費があまりにも高すぎる。どれくらい高いかといいますと、意見広告には、他の自治体との比較表が載っております。それには、建設費、維持管理費合わせて、他自治体の平均は、トン当たり8,100万円あります。これらの焼却施設は、いずれも小あるいは中規模で、今から5年以内に建設あるいは計画されたものであります。それならば、伊豆市伊豆の国市の新焼却場の価格はどれくらいか。建設費、維持管理費合わせて、1トン当たり2億3,000万円という、桁外れの価格であります。他の自治体の平均は、トン当たり8,100万円。伊豆市伊豆の国市は2億3,000万円。伊豆市伊豆の国市はそんなに余裕のある自治体なのでしょうか。常識的に考えれば、高くてもトン当たり1億数千万円。82トンならば、建設費は維持管理費込みで100億円以内を目指して事業化を進めるべきではないでしょうか。事業費の低減化を図ることを、決定的に怠ってきた正副管理者の責任は非常に重いものがあると言わざるを得ません。

それでは、なぜ、伊豆市伊豆の国市の焼却場が、建設費、維持管理費が税込190億円もの高額な費用となったのでしょうか。それは、現在、日量66トンの焼却ごみに、架空のごみ、これは主なものは災害ごみですが、架空のごみを加えることにより、66トンを82トンの規模まで拡大し、無理やり発電設備を設置するという暴挙に出たことが大きな要因と言えます。70トン以下の焼却場では発電に不向きだと、私は環境省がそう言っていると言いましたが、菊地副管理者は、環境省はそんなことは言っていないよ、とこんな発言をいたしました。しかしこれは、誠に、真っ赤なうそであります。なぜかといいますと、環境省が出しました「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」というのがあります。そこには、「現状技術では、日量70トン程度未満の小規模施設においては、高効率発電は言うまでもなく発電設備そのものを設置することが困難な場合が多いため、小規模施設においては、無理な計画とならないよう、十分な検討をすること」というふうになっております。これは実質的に、70トン以下の小規模施設では、発電できませんよと、ペイできませんよということを言っているに他なりません。そして続けて、「また、特に小規模施設においては、メタン発酵技術等を採用して、高効率なエネルギー回収に努めること」とこう書いてあるわけでございます。これは確かに、循環型社会形成交付金はもらえないかもしれません、他に私が先ほど言いました二酸化炭素削減推進交付金はもらえると、そういう可能性があるということで。そういう努力を全く組合はやってこなかつたということであります。両市の現在の人口は、合わせて8万人でありますが、これからどんどん減少し、菊地副管理者は「そんなに減少しないよ」と言っているのですけれど、国の統計ではどんどん減少することになっております。20数年後には6万人になるという推計が出ております。これは国の統計であります。ごみ量もそれに連動し、20年後には25%の減になることは、ほぼ確実であります。ごみ発電は、どうあがいてもできなくなるということは、自明の理であります。したがって、

82トンの焼却場、そして、ごみ発電設備は近い将来、過大な施設、また、無駄な設備となることは、目に見えております。人口が減れば、税収も減ってきます。我々の子や孫たちが、こんな無用の長物のために苦しめられるということは、何としても避けなければなりません。それには、新焼却場建設計画を見直しし、将来負担の少ない施設に変えていかなければなりません。それは今からでも、十分可能あります。先ほどは、合併特例債がもらえなくなると、そんな話がありましたが、今までの蓄積がありますので、1年もあれば十分にその遅れを取り戻すことができます。したがって、合併特例債も、十分その範囲内に、令和7年ですから、支給を受けることができるわけあります。是非、議員の皆様にご理解をいただきまして、この新焼却場建設契約の議決に反対してもらいたく、反対討論とさせていただきます。

○議長（杉山誠君） 次に、本案に対する賛成討論を行います。討論はありますか。1番、波多野靖明議員。

[1番 波多野靖明君登壇]

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明でございます。議案第8号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の締結について」の賛成討論を行います。当事業は、伊豆市伊豆の国市の2市が共同で行うことや、ごみ処理施設整備という大規模な事業であることから、私たちがこれまでに経験したことのないものとなっております。このため、その事業方式や、入札手続きなどに関しては、従来の地方公共団体の事業とは異なる部分が多く、簡単に理解できるものではなかったと感じております。

そのような中、多くの時間かけて、組合議員として議論を行い、また、私に直接届いた市民からのご意見や疑問についても、その都度、当局側への確認や協議を行うことで、私なりに、この事業についての理解を深めてまいりました。特に、設計建設から20年間の運営維持管理までを一括契約とするDBO方式の採用、焼却によって発生する余熱の利用として発電を行うこと、災害ごみ処理を見込んだ施設規模の設定などに関しては、多くの議論をしてまいりました。当事業は、基本計画や両市で定めた各種の計画に基づいて決定してきたものであること、その必要性や有効性についても詳細に確認してまいりました。

また、当事業の入札の手続きについては、総合評価一般競争入札方式を採用しており、構成市においては事例の少ない発注方法であることから、私も8月定例会や本日の質疑で改めて確認させていただいたところでございます。入札手続きに関しては、法令等に基づいて執行され、事業者選定は適正な手続きで行われたものであると理解しております。

振り返ってみると、2市共同でのごみ処理施設整備という、これまでにない事業を進めていくため、長い年月をかけてまいりました。本日、本契約となれば、令和4年度の施設稼働と、その先の施設運営に向け、事業が本格的に動き始めます。これまでの議論を踏まえ、市民にとって最良の施設となりますよう、今後も市民の声に向き合いながら、組合議員としての責務を果たしていく考えであります。以上で、私の賛成討論といたします。

○議長（杉山誠君） 次に、反対討論を行います。討論はありますか。8番、田中正男議員。

[8番 田中正男君登壇]

○8番（田中正男君） 組合議員8番、田中正男です。議案第8号、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業の建設工事請負契約の締結に対する反対討論を行います。今回の建設工事請負契約は、荏原環境プラント株式会社東日本営業部に100億9,800万円で契約しようとするものですが、問題があると考えます。一つ目は、債務負担行為額と同額とした予定価格の設定です。1者だけの見積金額に削減期待値10%を引いただけで予定価格にしました。環境省の手引きでも、メーカーからの見積りは参考程度とし、他事例を参考、検討して独自に設定するよう指摘していますが、組合としての検討がなく、メーカー1者の金額そのままを使い、予定価格にしました。そのため、予定価格の積算根拠の内容が組合ではなく、メーカーの見積りに頼らざるを得ず、そのメーカーの見積り内容も、企業の秘密保持として、開示さえしていません。組合として無責任な予定価格設定です。

二つ目は、見積りが1者のみ、入札参加も1者のみで、競争原理が働いていないことです。組合は、見積りを8者に求めたが、1者しか応じてもらえなかった。その理由は、見積りに3,000万円も費用がかかるので、仕事が取れないと損失になるから出せない、ということでしたが、そのことは、見積りに応じた1者は、仕事を取れることがわかっているから見積りを出したということを裏付けているのではないでしょうか。また、組合が、8者が入札に参加可能なので競争になっている、1者でも競争原理は働いている、としていますが、果たしてそうでしょうか。組合提供資料の平成28年度から29年度の全国の入札実績では、51件中20件が1者入札です。本当に競争があれば、1者だけになる可能性は低いはずです。操作されていると思わざるを得ません。さらに、何者入札に参加するかはわからない状態で入札に参加している、としていますが、何者かが入札に参加して、競争になると予想するのであれば、予定価格の99.89%と、100%に近い金額での入札にはならないはずです。1者だけの入札になることは承知のこととしか考えられません。そしてさらに、見積りを出した1者と入札参加の1者が同一であることは、公表していませんが、見積りが1者で入札が1者なのに、それぞれ違う会社ということのほうが現実的ではなく、あり得ないのでしょうか。1者入札でも法的には問題ないとしていますが、1者しか出さない見積りで、それを予定価格にして、見積りを出した1者で入札し、落札となれば、自由にいただきたい金額を提示して落札できるという、メーカー言いなりの仕組みが設定されていたと言わざるを得ません。これで公平公正な入札が行われ、競争原理が働いていると言えるのでしょうか。

三つ目は、入札条件で、参加できるメーカーを絞ったことです。大小含め15者と言われるプラントメーカーは、41トン以上の建設実績があり、経営事項審査の総合評定値P点は全て1,000点以上で、経営状況Y点も700点以上です。しかも、ストーカ炉という、一番普及している方式からしても、どのメーカーも遜色ないと考えます。問題は、元請けの会社として、一般廃棄物の焼却炉に発電をセットして、建設、運転をした実績があること、いわゆる発電実績があることを入札条件にしたことです。組合は安全安心のため、発電実績は重要としていますが、ほとんどの焼却炉メーカーは、自前の発電機は持っておらず、国内に3者あると言われる発電機メーカーの機械を使用しています。自前の焼却炉に、他社の発電機をセットして発電を行っています。発電実績のないプラントメーカーも同じように、他社の発電機をセットして、発電することになります。そこで発電のノウハウは、発電機メーカーの機械により全国で行っている発電のノウハウがありますので、発電機メーカーと連携して行えば、問題なく運転できると言われていま

す。重要なのは、いかに安定的に焼却が行われ、高温の熱量を維持できるかで、それにより安定的に効率のよい発電ができることになります。いかによい焼却をするかは、焼却炉メーカー全てが持っているノウハウでありますので、発電実績がないと安全安心な発電ができないとする考えは、妥当ではありません。発電実績を入札条件にしたことは、多くのプラントメーカーの入札参加をさせないための条件にしたと言わざるを得ません。また、地元佐野区からの安全安心な施設を、という要望は、焼却が正常に行われ、事故や有害物質の飛散がないことあります。組合は、発電することが危険とは言っていません。発電実績がないと安全安心が確保できないということとは矛盾します。危険であれば発電をやめるべきです。これで公平公正な入札の競争原理が働いていると言えるのでしょうか。この他にも、炉の大きさや発電の必要性についても、思いはありますが、この契約を否決して見直す場合には、計画延長の期間を短くする方法の一つとして、炉の大きさや発電の基本計画は変更せずに、予定価格もそのままにして、入札の価格点検査の定量化限度額は設けず、金額は競争を求め、入札参加条件の発電実績を外すことだけ行い、入札公告からやり直せば、15者が入札参加可能となり、公平公正な競争入札が行われ、期間的には約1年遅れで計画できると考えます。今この契約を判断するのに、現在の施設の老朽化を考え、少しでも早く建設することを優先して、公平公正な入札に多少問題があるとしても目をつぶるようなことがあってはならないと考えます。ゴーサインを出すか、見直しを求めるのか、市民から負託された議員としての、行政のチェック役の責務を果たすことが求められていると考えます。今回の廃棄物処理施設の計画は、初めから決まったメーカーありきで、そのために巧みに理由を付けて、手立てや条件が作られてきたと考えるものであり、公平公正な入札とはいえない今回の契約は認めず、入札の見直しをすべきと考えます。以上、本議案に対する反対討論とします。

○議長（杉山誠君） 次に、賛成討論を行います。討論はありますか。5番、 笹原恵子議員。

〔5番 笹原恵子君登壇〕

○5番（笹原恵子君） 議席番号5番、 笹原恵子。議案第8号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の締結について」、賛成の立場から討論を行います。両市にとって数十年に一度であるこの事業は、平成17年の組合設立準備会に始まり、先輩議員たちが、基本計画策定から地道に積み上げ、現在に至っております。私も組合議員としてその責任を果たすために、これまで多くの時間をかけて勉強をしてまいりました。

本事業に対する大きな論点の一つ、ごみ処理発電についてですが、基本方針の一つに「環境保全に限りなく配慮する施設」を挙げていて、この施設のあり方として不可欠な部分であると言えます。ごみを焼却する際に発生する熱によって発電を行うことで施設を稼働し、環境負荷の軽減に貢献できるのです。発電設備を設置することは、温室効果ガスの削減に大きく貢献するものであります。地球温暖化防止に対する、特に若い世代での意識の高まりがあることはご存知かと思いますが、地球環境保全は世界的な要請でもあり、欠かせない要素であります。グレタ・トゥーンベリさんというスウェーデンの少女をご存知かと思います。大人が効果的な地球温暖化対策を講じていないことに抗議し、ストックホルムの国会議事堂前での3週間にわたって座りこみや、ヨットで大西洋を横断、そして国連の温暖化対策サミットで地球温暖化対策を求めて演説をした高校生です。この運動は広まり、地球規模での多くの若者たちの意識の高まりに、私たち大人

もしっかりと向き合っていかなければならぬと感じています。国の方針においても、エネルギー回収を進める方向性が示されており、発電を行うことで、国の定める基準をクリアし、国から約29億円の交付金を受けることができます。付けない場合と比較すると、一般財源での負担額が少なくなることが確認できました。また、使用する電力も賄うばかりでなく、余剰分については売電して収入を得られることもメリットの一つとなります。

大切なことの一つに、災害時の停電対応があります。9月4日の静岡新聞に、昨年の北海道地震による停電被害のことが掲載されていました。北海道全域が停電となり、これを教訓に、様々な対策が進められておりますが、非常時の電源確保については、ごみ処理施設もしっかりと対策を取っておく必要があります。今年9月には、台風15号が襲来、特に千葉県では風雨による被害の他に、停電による影響の大きさが報道されました。今の時代、電気が通らないことが、市民の生活にどれだけ大きな影響を及ぼすか。また、台風が少しずれていれば、この伊豆半島にも同じような被害があったことが想像されます。本新ごみ処理施設は、自然災害による広範囲での停電の場合でも、自立稼働が可能なので、継続したごみ処理業務を行えます。災害時に発生する廃棄物で、仮置き場を必要とするような大きなごみをはじめ、家庭や事業所から排出される腐敗性の片付けごみなどの処理に対しても、有効な施設となります。災害時に、わがまちのごみ処理施設は稼働している。このことが、どれほど心強いことか、想像に難くありません。災害時に発生する大量のごみの処理には、多くの自治体が頭を悩ませています。廃棄物処理法では、災害ごみは一般廃棄物となり、市区町村が処理の責任を負います。自宅の近くに仮置き場ができる、分別の後、収集されて処理施設に運ばれます、隣のまちも被災して、処理を頼める状況にないことは、容易に想像できます。つまり、国で推奨しているように、自分たちのごみは自分たちで処理すべきなのです。そのためにも、しっかりと処理をする状況を作つておかなければならぬのは、自治体の責任、市民である私たちの責任です。

また、現在ある4施設が老朽化のため、修繕費が莫大な金額に上っていますが、4施設の過去10年間の維持管理費の平均は、1年につき、5億9,000万円にもなっていることをご存知でしょうか。建設が5年延期されれば、それだけで修繕費として30億円も余分に払わなければならないのです。現場では、現在、ぎりぎりの状態での稼働に汗を流してくれています。新ごみ処理施設の整備が遅れれば遅れるほど、その負担が、市民に跳ね返ってくることになります。また、最悪の場合、現4施設が修理不能となることもあります。使用が不可能となった時、近隣市町へごみ処理をお願いしなくてはなりませんが、その委託料はどのくらいになるでしょうか。平成30年度に定期点検や故障などにより、沼津市、三島市、函南町などにお願いした、外部委託焼却処理量を見てみると、合計1,604トン、金額にすると3,578万円に上ります。事業を先延ばしした場合、この委託料の増加も考えなければなりません。自分たちのごみは自分たちで処理するのは、当然ではないでしょうか。つまり、お願いすることを前提に考えるべきではないと思います。

総事業費についても、今進めることのメリットは大きいと言えます。両市の広報9月号にわかりやすく掲載されています。設計建設費において、伊豆の国市は一般財源から約13億円、運営維持管理費においては年間約3億円とあります。伊豆市では、設計建設費においては11億円、運営維持管理費は年間約2億円です。総事業費ばかりに目が行き

がちですが、年間の経費とすると、伊豆の国市は約3億円、伊豆市は約2億6,000万円ということになります。現在使える交付金や、合併特例債を使うことによって、高度な、最新の設備を持った施設を建設できるとすれば、これは、逃すことはできないと思います。また、維持管理費については、20年間保証されており、これは心強いことです。私ごとですが、先日、草刈り機を購入しました。混合油を使うこれまでのタイプを想像していたのですが、バッテリーで充電し、作動はスイッチ一つ、かつ、軽量で使いやすい新タイプのものがありました。店員に、「環境にも優しく、作動も簡単で、長い目で見るならばこちらをお勧めします」と言われ、値段は倍ほど違いましたが、そちらを購入しました。何を基準として考えるか、何を重視していくのか、という視点に立つと、おのずから見えてくるものがあります。納税する市民一人一人のために、事業の内容と、その効果を第一に考え、次の世代にしっかりとつなげていく施策、設備を選んでいくこそ、私たち議員の責任であると考えます。100人の市民が100人とも満足という施策は考えにくい、であるならば、できるだけ多くの市民のために、より良い内容、より高い質を求めて進めていくべきではないでしょうか。

当事業については、多くの議論が交わされ、市民の皆様からも様々なご意見を伺うと同時に、私の考えを聞いていただく努力も重ねてきました。先日も、お一人の方と、2時間以上、1対1で説明し、「納得した」との声を聞いてまいりました。一つ一つに真摯に向き合ってきたその積み重ねと、これまでの長い時間と、関係された皆様方の労力の上、今日に至っています。私は、両市の市民にとって大変重要なこの事業が、着実に進んでいくことを強く望んでおり、それが両市市民にとって、明日を考えることにつながるのだと信じています。本案に対する議員の皆様のご賛同をお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（杉山誠君） 次に、反対討論を行います。討論はありますか。2番、鈴木正人議員。

〔2番 鈴木正人君登壇〕

○2番（鈴木正人君） 2番、鈴木正人です。私は議案第8号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の締結について」、反対の立場で討論をいたします。本議案は、伊豆市伊豆の国市両市にとりまして、長年の懸案であった新ごみ処理施設整備事業を、事実上、今、本格的に進めるかどうかの重要な決断を、私たち議会に求めているものであります。始めに申し上げます。私はこの討論をするに当たり、決して新施設の整備を否定するものではありません。むしろ、老朽化が進む現有施設に変わる施設の整備は不可欠であり、また、今から14年前の平成17年9月、伊豆の国市伊豆市廃棄物処理施設組合設立準備会が設立されて以降、建設候補地の選定が難航する中、それから9年経った平成26年12月に、公募の結果、佐野区の皆様が施設の受け入れに同意してくださり、ようやく建設地が決定した経緯を鑑みれば、私はできるだけ早期に新施設を稼働させることができることが、ご協力をいただいた佐野区をはじめとした地域の皆様、そして伊豆市伊豆の国市両市民の利益にかなうものであると、今でも思っております。しかしながら、今回の執行部提案の契約内容については、残念ながら賛同できません。その理由を、以下、申し上げます。

まず、一つ目は、本事業の事業費、いわゆる事業予算並びにそれを基にした入札手続きにより決定した、今回提案されている契約金額の妥当性についての客観的な検証が、極めて不十分であるということであります。今回の契約に当たり、その事業者選定のた

めの入札書比較価格、いわゆる予定価格の設定根拠は、たった1者のメーカーから微集した見積金額に削減期待値を掛け合わせたものであり、また、事業予算の積算もこの見積書を基礎に行い、その妥当性の検証のため、環境省の手引きを基にした試算や他事例との比較検証が行われたものの、その検証方法には以下の問題があります。まず、平成27年から29年の直近3年間における焼却施設の建設費単価の価格相場の検証と、当組合の事業予算における建設費単価との比較検証については、平成28年度の建設費単価推計において、統計学上「はずれ値」、いわゆる異常値をそのデータの一部として活用したため、推計値を押し上げてしまい、結果、当組合の建設費単価はその推計値よりも安い、下回るというふうに結論づけてしまったことあります。ちなみにこの、はずれ値を除いて推計をし直しますと、全く逆の結果が導き出されることとなります。また、当組合施設と直近の類似規模施設の事業費及び事業費単価の価格相場との比較検証においては、焼却施設以外の粗大ごみ処理施設やプラスチック処理施設が含まれる他施設との比較により、当組合施設のほうが安いと結論付けるなど、およそ適正さを欠く検証の上に設定された事業予算であり、予定価格であることが判明いたしました。

そして二つ目は、今回の入札が1者入札で決定してしまったことあります。今回の入札手続きには、通常の発注方式である仕様発注による一般競争入札ではなく、特定の業者に偏らないよう、また、高いレベルでの技術提案により、より競争性を高めるために、性能発注による総合評価一般競争入札方式が採用されました。にもかかわらず、1者のみの応札により、応札業者が、イコール落札業者となる結果となりました。しかも、先ほど述べた事業予算や入札の予定価格の根拠となる見積書は、今回の落札業者すなわち今回の契約の相手方が作成したものであることも、先月の8月定例会の当局の答弁により明らかとなりました。のことから、今回の契約に至る事業者選定過程におきまして、技術面においても、また、価格面においても適正な競争原理が働いていたのか、極めて大きな疑問が残ります。私は、8月定例会の一般質問の中で、一般財団法人日本環境衛生センターが報告した、「ごみ処理施設建設運営事業者選定における総合評価方式採用事例」、というレポートを紹介させていただきました。改めましてその内容を紹介しますと、平成16年から29年度の過去14年間に、当組合と同じDBO事業を導入した自治体の、事業者選定にかかる実施方針、入札公告及び審査講評等の公開情報から、入札方式、処理方式などの発注条件、入札結果及び発電稼働実績、これらの基本情報を整理して今後の総合評価手法の改善を図ることを目的として、87の施設のデータを基に解析したもので、集計結果としては、入札方式については87件中、総合評価方式の導入が75件であり、また、入札参加要件については、建設実績数について84件中、3以上が1件1%、2以上が20件24%、1以上が63件75%で、運営実績数では84件中、ありが15件18%、なしが69件82%であり、最近では当組合の事業と同じDBO事業の建設実績、運営実績が増えてきたことが、性能発注による技術的な担保を前提として参加要件を緩和している状況であると結論付けています。また、入札参加者数については、87件の平均が2.2者、中央値は2者と、まだ少ない傾向が見られますが、今後は事前意向調査時に参加要件の詳細な確認を行い、かつ、作業量の負担軽減を図る選定基準の設定などにより、複数の参加者による競争性が期待できる応募条件を設定することが重要である、としており、当組合もこのような考えが必要ではないかと感じるところであります。さらに、今年の6月に、財務省の会計制度研究会がまとめた報告書、「会計制度（契約）に関する論点について」では、経済性の原則として、支出の原因となる契約については、その支出

が租税その他による国民の貴重な財源をもって充てられるものであるから、最も効率的に使用されるように配慮しなければならない、としており、公正性とともに透明性の確保の必要性も指摘しております。

以上、私が今回の提案に反対する理由を述べてまいりましたが、市民の利益とは何か、これを考慮した時に、安心安全を担保する品質の確保はもとより、行政サービスを受ける受益者としての市民の負担軽減も両立させることが行政の務めであり、それを監視するのが議会、議員の本来の役割であると私は理解しております。最後に、予算や価格の妥当性を検証する上で、当組合の事業費の算出に活用した、環境省発行の「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」、これが平成18年7月の発行以降改訂されておらず、事業費算出のデータとなる公開情報データベース、これの内容がいまだに整備されていないため、専門知識を有する都市部の自治体職員に比べ、経験に基づく専門知識に乏しい地方自治体職員の負担、これが増えたり、結果、客観的な事業費の検証が不十分となっている現状が、当組合だけでなく、他の地方自治体にも共通する課題ではないかと思います。この場において、国には、手引きの早急な整備を進めていただくことを申し上げ、私の討論を終わります。

○議長（杉山誠君） 次に、賛成討論を行います。討論はありますか。6番、八木基之議員。

〔6番 八木基之君登壇〕

○6番（八木基之君） 議席番号6番、八木基之です。私は、提案されました、議案第8号、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・建設工事請負契約の締結につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。現在、伊豆市では、伊豆市清掃センターごみ焼却施設及び土肥戸田衛生センターの2か所、伊豆の国市では、長岡清掃センター及び韮山ごみ焼却場の2か所で、一般廃棄物における可燃ごみを処理していますが、すべての施設で稼働後30年以上を経過し、老朽化が進んだことに起因し、新ごみ処理施設整備事業が決定したわけでございます。このような中、平成17年9月26日に伊豆の国市伊豆市廃棄物処理施設組合設立準備会が設立され、平成27年4月1日には伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設立され、平成29年3月には新ごみ処理施設基本計画が策定され、現在に至っております。準備会が設立されてから、実に14年の歳月が流れたわけでございます。その間、建設予定地が決定するまでに、約10年という歳月が費やされたわけでございます。その原因は、市民が抱いている従来のごみ処理システムに対するイメージから、建設は必要であるものの、自分たちの住んでいる地域に造つてもらいたくないというものでございます。公募によって決まったとはいえ、建設予定区や周辺区に対し、理解を得る大変さは、想像を超えるものであったと思っております。このような背景の中、先ほども申し上げました、新ごみ処理施設基本計画が策定されたわけでございます。この基となっているのが、私の市でいえば、伊豆の国市一般廃棄物処理基本計画を基調として作られたものでございます。この新ごみ処理施設基本計画は、国の3Rの取り組みの推進、個別リサイクル法等の整備などにより、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指し政策を進める中、市では、循環を量の側面から捉えた廃棄物の減量化に加えて、今後は循環を質の側面からも捉え、環境保全と安心安全を確保したうえで、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効利用して資源生産性を高め、天然資源の消費抑制することにより、循環型社会形成の推進が図られることとしており、國の方針とも合致した、優れた計画と判断しているところでございます。

少し、計画書の中身に触れますと、ごみの焼却処理量でありますと、新たな処理対処物として、剪定枝は県が伊豆市に予定している貯木場から出る樹木の皮などとなっており、また、農作物の残渣はトマト農家やイチゴ農家から出る農作物の残渣で、現存の施設では処理できないため今回計上されたもので、し尿処理汚泥については、過去、堆肥化、一部焼却処分をしていた物を新たに計上したとのことで、その他プラスチックは、経費削減、生ごみの助燃材としての役割のため、それぞれ、新たに追加したとの説明であった。このため、計画ごみ処理量は適切であると考えております。

災害ごみは一般廃棄物であり、環境省より平成30年3月「災害廃棄物対策指針」の中に「市は、一般廃棄物についての処理責任を有しており、地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や最終処分場を最大限活用し、極力、自区域内において災害廃棄物処理に努める。平時の廃棄物処理において、一部事務組合や広域連合と連携して災害廃棄物処理に努める。」とあります。したがいまして、災害廃棄物の受入分を平常時の処理に必要な処理能力に上乗せし、施設規模にしたことにより、施設規模が日量82トンに設定されたことは賛同するものであり、平常時はもとより、災害に強い施設づくりを行い、災害時には地域の復旧の一助を担える施設を目指すべきと考えております。

余熱利用については、廃熱ボイラーを設けることにより、焼却時に発生する高温排ガスの持つ熱エネルギーを利用してタービンを駆動させることにより発電を行い、施設内の動力源としての使用又は売電を行う予定であり、今回の、発電設備設置に関する費用対効果の試算をいただいております。これは、発電設備あり、発電設備なしを、イニシャルコスト、ランニングコストで比較したものですが、20年間で発電設備ありが8億7,353万円、組合の支出が少なくなるとのデータをいただいており、発電設備を設置することは有利であると確信しております。

落札者の決定については、平成30年11月16日付けで公告された、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る総合評価一般競争入札において、応募者から提出された事業提案は1者であったが、新ごみ処理施設事業者選定委員会において、落札者決定基準に基づき提案内容が審査された結果、最優秀提案者である荏原環境プラント株式会社東日本営業部が選定された。事業者選定委員会の構成は、学識経験者から選出された7名で構成されており、審査結果は、基礎審査は合格、非価格要素点は60点満点中38.45点、価格点は40点満点中40点、総合評価点が100点満点中78.45点であった。今回は、総合評価一般競争入札であるため、価格面だけでなく非価格要素加点が大きく評価されるものであった。非価格要素加点審査の講評として評価されたものを少し挙げると、国が交付要件に定めているエネルギー回収率が、要求水準書では15.5%となっているが、それを上回る18.5%の提案がなされていた。近隣住宅への圧迫感の軽減や煙突の影が隣接した水田に対して極力からないような施設配置計画であり、地盤高を1メートル上げ提案がなされていた。搬入物管理の展開検査スケジュール等が具体的になされていた。過去の具体的なトラブル事例とその原因及び本事業採用の対策及び技術改善が具体的になされていた、など、32項目にわたって評価される内容であった。また、協力業者として、地元の3業者が入っていることも、高く評価できるものであった。落札金額は、税抜きで172億7,240万円であり請負比率は91.97%でありました。内訳は、設計建設業務費が93億5,000万円、運営業務委託費が79億2,240万円でありました。また、1者しか入札に参加しなかった点については、複数が参加することが理想であると考えるもの、平成27年度から平成29年度の3年間の全国の施設建設事例を見ると、建設事業数が46か所

あり、この内、1者しか入札に参加しなかった事例が20か所であり、実に全体の43.48%に上る大変厳しい現状にあり、当組合だけが特別ではないと考えております。また、請負比率を見ても、1者入札で落札比率が明記されている箇所を、先ほどの例に照らし合わせますと、18か所中17者が、当組合の請負比率であります91.97%より大きい数字であり、伊豆の国市が特別高いという疑念は持ち合わせておりません。しかしながら、契約金額は、市民の血税であり、1円でも安く、と考えなければいけないと思っていることも事実でございます。

国では、第4次循環基本計画が新たに作成されたわけで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り軽減される循環型社会を目指した、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環基本計画を策定し、関連施策を総合的に推進し、まさに、廃棄物処理施設が化石燃料に頼るだけでなく、今回の施設のように最新の技術を導入し、環境への影響を最小限に抑え、環境保全には万全を期するとともに、衛生的かつ安全面に配慮した近代的な施設を早期に造るべきと考えております。

この事業に当たっては、二つの地域での同意が得られず、計画を作るにも長い年月がかかったわけでございます。建設予定地であります佐野地区の住民の方々の気持ちを察すると、経済的な要素は、取り入れていかなければいけないと考えますが、国の方向性と同じ、地球環境の保全と循環型社会を構築することは、当組合に与えられた使命と考えております。したがいまして、私は、この事業が早期に完成することが最優先と考えております。先ほど、管理者の行政報告にもありましたように、「当事業は長い時間を費やし、多くの関係者の皆様方との協議、検討を重ね、ここまで積み上げてまいりました。両市の既存のごみ焼却施設が非常に老朽化している中、新ごみ処理施設の整備に時間的猶予はないと考えております。」と述べられております。そのためには、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・建設工事請負契約の締結が可決されることを私は願っております。議員諸氏におかれましても、この契約締結案が提出された趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、私からの賛成討論とさせていただきます。

○議長（杉山誠君） 他に討論はありませんか。7番、柴田三敏議員。賛成ですか、反対ですか。

○7番（柴田三敏君） 賛成です。

[7番 柴田三敏君登壇]

○7番（柴田三敏君） 議席番号7番、柴田三敏です。議案第8号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の締結について」賛成の立場から討論を行います。伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業は、長い時間を費やし、多くの課題を解決し、本日を迎えたものであります。

一つ目の課題は、広域処理体制の構築でありました。平成9年のダイオキシン問題に始まり、静岡県では、平成10年3月に「静岡県ごみ処理広域化計画」を策定、県内を7圏域に分けて広域処理体制を推進することでした。平成11年4月に、合併以前の伊豆の国市の旧3町、伊豆市の旧4町、戸田村、そして伊東市及び熱海市で駿豆圏域ごみ処理広域化計画における南ブロックが構成されました。平成14年4月1日、駿豆南部地区広域廃棄物処理施設組合設立準備会が発足し、駿豆圏域での事業推進が図られるものと思われましたが、平成15年6月に熱海市が脱会、平成16年4月には旧戸田村が沼津市との合併により北ブロックに編入となり、さらに、平成16年8月には建設負担金割合、建設候補地の合意見通しが立たないなどから、スタート時点とは大きくかけ離れ、伊豆の国

市、伊豆市と伊東市の3市はそれぞれの方向で進むこととなりました。そのような中、伊豆の国市と伊豆市は、共に既存ごみ処理施設が老朽化していることから、2市で一般廃棄物を共同処理する新施設を建設することを、広域化に6年の歳月を費やした結果として英断いたしました。当時、私は、観光業に携わる者として、安全・清潔で美しい伊豆に一人でも多くの方に訪れていただきたいとの気持ちから、このごみ処理問題に大変危惧しておりました。

二つ目の課題は、建設地の確保でありました。平成17年9月、伊豆の国市伊豆市廃棄物処理施設組合設立準備会を設立し、平成18年7月より伊豆市堀切地区を建設候補地として約2年間、その後、平成20年8月より伊豆の国市スポーツワールド跡地を建設候補地として約4年8か月、地域の皆さんと建設に向けての話し合いが行われました。いずれの地区においても交渉がまとまることがなく、地区の皆様には、ただただ、ご心配とご苦労をおかけする結果となつたことは、想像に難くありません。建設地の確保が暗礁に乗り上げる中、行政は、これまでの行政主体の建設地の選定ではなく、市民と行政との協働に重点をおいた建設地の選定を行うため、公募を実施いたしました。その結果、伊豆市の4地区5か所から応募をいただき、最終的に佐野地区に受け入れていただくことに至りました。佐野地区をはじめ、周辺地区の皆様には、大変感謝しております、この場をお借りして、改めて御礼を申し上げさせていただきます。公募による建設地の選定は、両市の市民に、ごみ処理問題を再考していただくよいきっかけとなりました。新ごみ処理施設に対する活発な議論につながったと思います。

三つ目の課題は、新ごみ処理施設の施設規模、施設設備、事業費における議論がありました。私は、平成30年第1回の組合議会臨時会において、補正予算220億7,276万円の債務負担行為を、臨時会までの議論では説明がいまだ不十分で、市民に納得のいく内容になつていないと考え、反対の立場を取りました。それ以降、組合議員や、その他の伊豆の国市、伊豆市の議員、そして組合事務局と協議、意見交換を重ねてまいりました。平成30年第2回臨時会において新たに提出された、債務負担行為206億6,736万円については、安心安全の確保を最優先とした上で、総額14億円余りの削減を行つたものでした。事業費については、様々な方法で金額の妥当性が確認されたこと、また、両市とも合併特例債を財源とした場合には、実質の負担額が大幅に軽減されることも説明され、十分に市民の理解を得られる内容になったと考え、私は、予算案に賛成いたしました。その後、平成31年度予算として同一の内容が議会で可決され、本日、現在に至っております。

また、災害廃棄物の処理につきましては、去る7月26日、静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課を訪問し、直接担当者より、災害廃棄物処理における自治体の責務について説明を受け、災害廃棄物処理を想定した施設整備の重要性を強く認識いたしました。また、先ほどの質疑にて、確認させていただきました。現計画による施設は決して過大なものではなく、市民にとって不可欠なものであるという思いを新たにしたところでございます。

このように、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設については、長い時間と多くの議論を重ね、三つの課題を乗り越え、本日を迎えました。私は、この新ごみ処理施設は将来にわたり、基本方針にもあります「安全で安定稼働する施設」に必ず成り得るものと考え、本契約議案に賛成いたします。

○議長（杉山誠君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第8号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の締結について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

<起立多数>

○議長（杉山誠君） 起立者多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（杉山誠君） 以上で、本議会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本議会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会規則第39条の規定に基づき、その整理を議長に委任させていただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山誠君） 異議なしと認めます。よって、整理を議長に委任させていただきます。

これにて令和元年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会を閉会いたします。長時間にわたり、大変にご苦労さまでございました。

閉会 午後2時57分

(
地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 杉山誠

(
署名議員 西島信也

署名議員 笹原恵子